

高知市
男女共同参画
推進プラン
2021

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景	1
2 国や高知県の動向	2
3 高知市の現状	3
(1) 取組成果の状況 ～市民意識調査～	3
(2) 今後の課題	9

第2章 計画の基本的な考え方

1 めざす将来像	10
2 基本理念	10
3 「プラン 2021」の計画の位置づけ	10
4 計画の期間	11

第3章 計画の内容

体系図	13
1 一人ひとりの人権が尊重される社会をつくりましょう	14
2 DVやハラスメントのない社会をつくりましょう	18
3 家庭や働く場においてジェンダー平等を実現しましょう	20
4 地域で、防災で、男女共同参画をすすめましょう	24
5 生涯にわたる健康生活を充実させましょう	26

第4章 計画の推進

28

体系図とSDGs 関連性の高い3ゴール

31

〈 資料編 〉

これだけは知っておこう！用語解説	34
○ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	39
○ 男女共同参画社会基本法	43
○ 高知県男女共同参画社会づくり条例	46
○ 男女がともに輝く高知市男女共同参画条例	49
○ 高知市にじいろのまち宣言	52
男女共同参画に関する年表	54

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国においては、国際社会の取組とも連動しながら男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。

1999年(平成11年)に男女共同参画社会基本法を制定し、翌2000年(平成12年)には、同法に基づく「男女共同参画基本計画」を策定し、その後も関係法令の整備等を進めてきています。

2015年(平成27年)には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の制定もあり、同年に策定された第4次男女共同参画基本計画は、「我が国における男女共同参画の実現に向けた取組は新たな段階に入った。」とし、なお存在する課題を解決していくために4つの施策領域(「Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍」、「Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現」、「Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「Ⅳ 推進体制の整備・強化」)を掲げ、実効性のある取組を推進することとしました。

2018年(平成30年)には、政治分野における男女共同参画を進めるため、国や地方議会の選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となることをめざす、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(候補者男女均等法)」が施行されました。

また 2019年(平成31年)4月には、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(働き方改革関連法)」が施行され、働く人々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を総合的に推進するため、各種法律の改正(罰則付きの時間外労働の上限規制、中小企業における月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の適用猶予の廃止、一定の取得日を指定する仕組みを含む年次有給休暇の取得促進)が行われました。

さらに、同年6月には、女性活躍推進法などの改正が行われ、女性の職業生活における活躍のさらなる推進に向け基本方針の変更がなされるとともに、児童虐待と密接な関連があるとされるDV(ドメスティック・バイオレンス)の被害者の適切な保護が行われるよう、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」も改正されました。

こうした国レベルでの取組に合わせ、地方自治体においてもそれぞれ取組が進められています。

しかしながら、わが国における性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会慣習・社会制度は依然として根強く残っており、また、今後の社会の超高齢化や人口減少の本格化

といった状況の変化やそれに伴う課題に対応していく上でも、さらなる取組の強化が必要とされています。

そのため、本市においては、後述する国や高知県の動向も踏まえた男女共同参画社会の実現に向けた取組を引き続き推進するため、現行の「高知市男女共同参画推進プラン2016」を改定し、「高知市男女共同参画推進プラン2021」(以下「プラン2021」という。)を策定します。

2 国や高知県の動向

国では、「男女共同参画社会基本法」第13条に基づき策定される「第5次男女共同参画基本計画」において、その基本的な方針が次のとおり示されています。

<基本的な方針>

1 男女共同参画基本計画の目指すべき社会

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

2 社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応
- (2) 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- (3) 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革
- (4) 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大
- (5) デジタル化社会への対応(Society 5.0)
- (6) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識
- (7) 頻発する大規模災害
- (8) SDGsの達成に向けた世界的な潮流

3 5次計画策定における基本的な視点と取り組むべき事項等

- ・ これからの男女共同参画に係る課題は、社会全体にとっては「持続可能かつ国際社会と調和した経済社会の実現に不可欠な、国民一人ひとりの尊重、能力発揮、意思決定への参画」、個人にとっては「性別にとらわれることなく自らの選択によって長い人生を設計できる環境の整備」である。
- ・ 男女共同参画社会の実現に向けた取組を一段と加速させていくとともに、支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのないことを目指す。また、多様性を尊重することが重要であることは当然である。

高知県においても、「男女共同参画社会基本法」「高知県男女共同参画社会づくり条例」に基

づく、「こうち男女共同参画プラン」を、平成13年の策定以降、5年毎に改定しています。

2021年度(令和3年度)から5か年を計画期間とする「こうち男女共同参画プラン」(2021年～2025年)では、前プランのテーマであった「意識を変える」「場を広げる」「環境を整える」の3つの柱を引き継ぐこと、「家庭生活」「職場生活」「政治の場」に関する取組を強化していくこと、「高知家の女性しごと応援室」によるきめ細やかな就労支援、ファミリー・サポート・センターの充実に力を入れていく方針が示されています。

3 高知市の現状

(1) 取組成果の状況 ～市民意識調査～

国の取組に合わせ、本市においても2000年(平成12年)に「高知市男女共同参画プラン」を策定し、2005年(平成17年)には、「男女がともに輝く高知市男女共同参画条例」(以下「条例」という。)を制定しました。その後も、5年毎のプランの改定を行いながら、取組を進めています。

しかしながら、これまでの取組の成果は十分なものとは言えず、「男女共同参画に関する市民の意識調査」の結果をみても、依然として性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会慣習・社会制度が根強く残っていることが伺えます。

高知市男女共同参画に関する市民の意識調査 調査概要

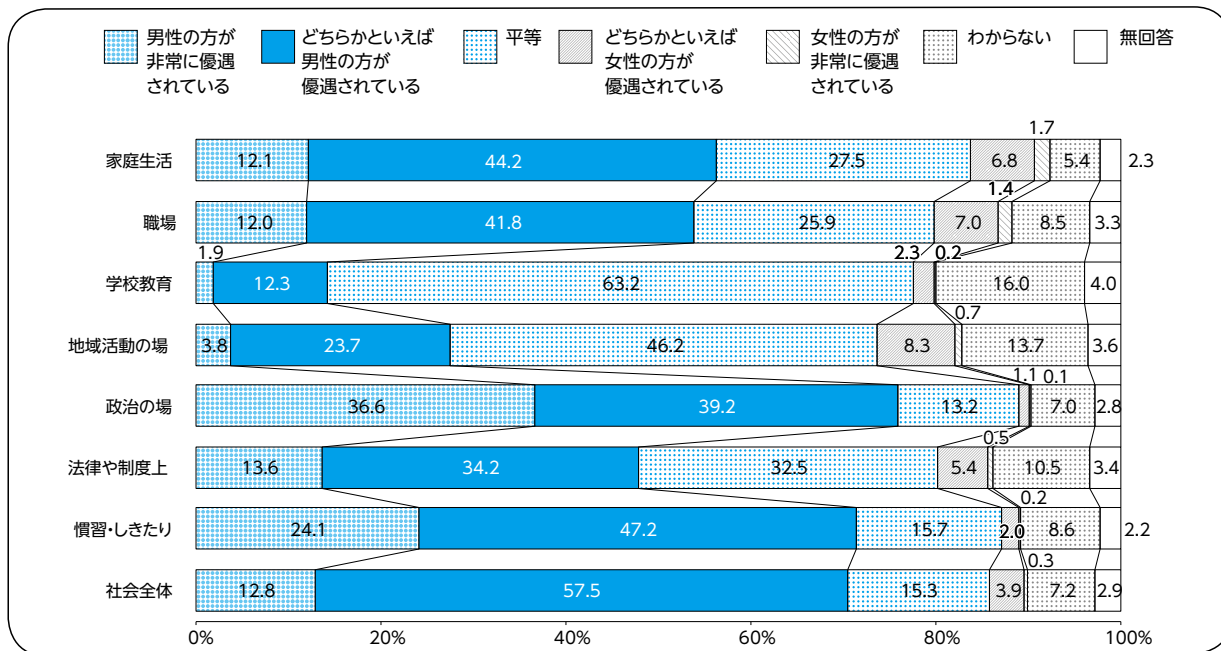
- ・調査地域 高知市内全域
- ・調査対象 高知在住の満20歳から79歳までの男女3,000人
(女性1,567人、男性1,433人)
- ・抽出方法 住民基本台帳マスターファイルより無作為抽出
- ・抽出日 令和元年10月2日
- ・調査方法 郵送調査法
- ・調査期間 令和元年10月10日～令和元年11月11日
- ・有効回収数 1,023人(女性605人、男性409人、性別無回答9人)
- ・有効回収率 34.1%(女性38.61%、男性28.54%)
※年齢・性別不明を含めた回収率

<年代別性別回収状況>

年 代	女 性			男 性		
	抽出数	回答数	回答率	抽出数	回答数	回答率
20歳代	179人	32人	17.88%	177人	30人	16.95%
30歳代	227人	73人	32.16%	217人	47人	21.66%
40歳代	312人	122人	39.10%	301人	69人	22.92%
50歳代	272人	129人	47.43%	249人	65人	26.10%
60歳代	283人	129人	45.58%	255人	91人	35.69%
70歳代以上	294人	118人	40.14%	234人	107人	45.73%
不明	—	2人	—	—	0人	—
合計	1,567人	605人	38.61%	1,433人	409人	28.54%

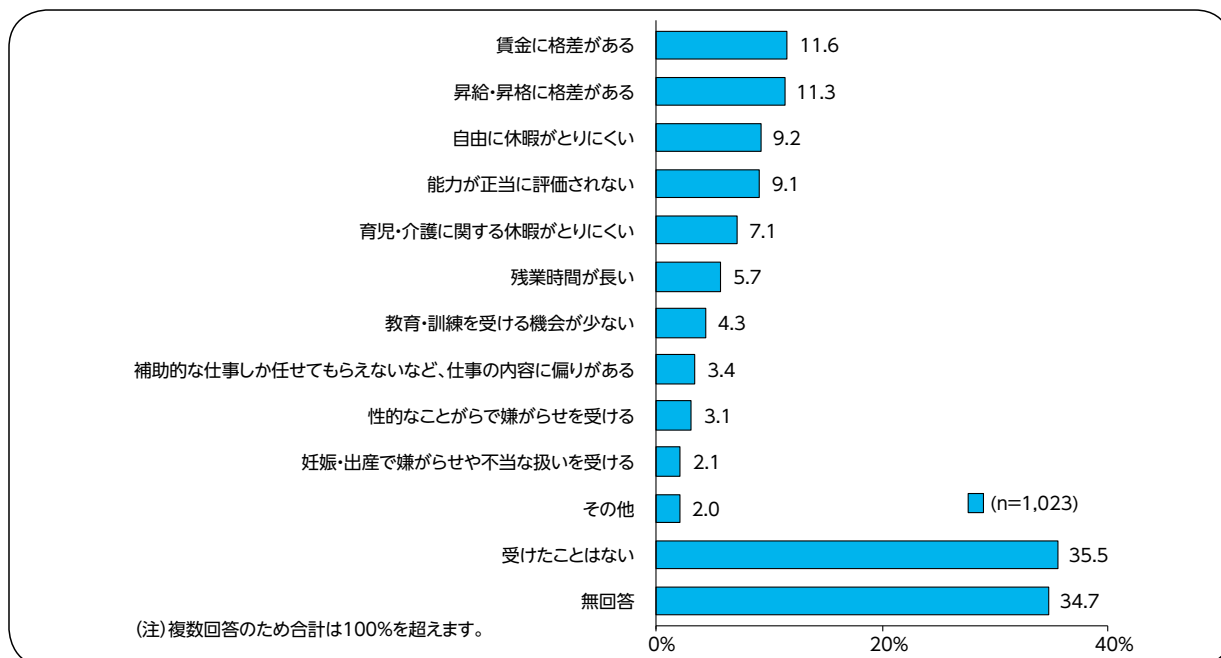
① 男女平等に関する意識

男女の平等感について、全体でみると『学校教育』が63.2%で最も高く、次いで『地域活動の場』が46.2%で高くなっています。『政治の場』『慣習・しきたり』『社会全体』では、「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた『男性が優遇されている』が高くなっています。



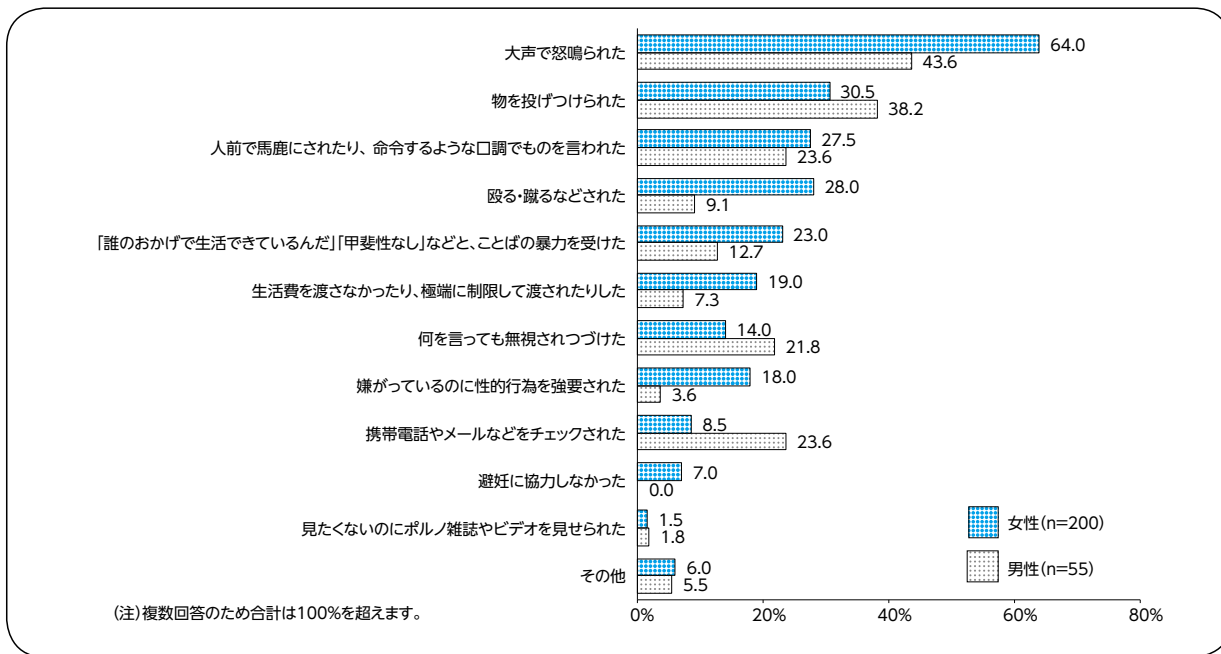
② 性別の違いによる不当な扱い

性別の違いによる不当な扱いについては、『受けたことはない』が最も高く、35.5%を占めています。これを除いた上位3項目は『賃金に格差がある』(11.6%)、『昇給・昇格に格差がある』(11.3%)、『自由に休暇がとりにくい』(9.2%)となっています。



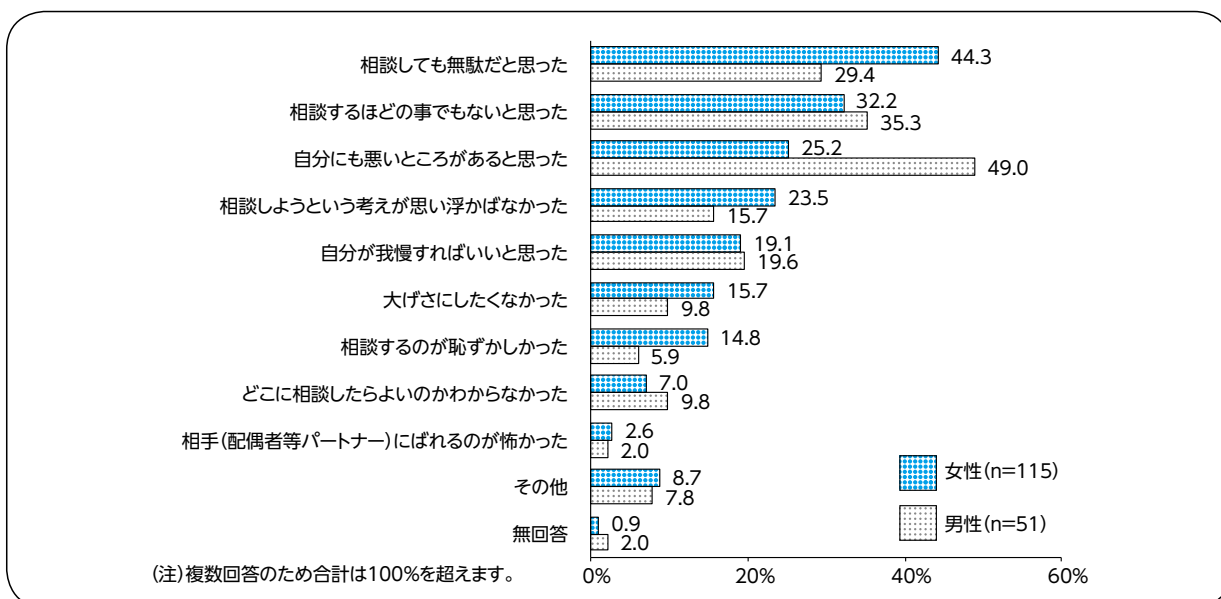
③ DV(ドメスティック・バイオレンス)について

DVを受けたことのある人の割合は全体の 25.2%となっています。配偶者や恋人などのパートナーからされた行為について性別にみると、男女とも『大声で怒鳴られた』が最も高く、女性 64.0%、男性 43.6%となっており、次いで『物を投げつけられた』が女性 30.5%、男性 38.2%の順となっています。



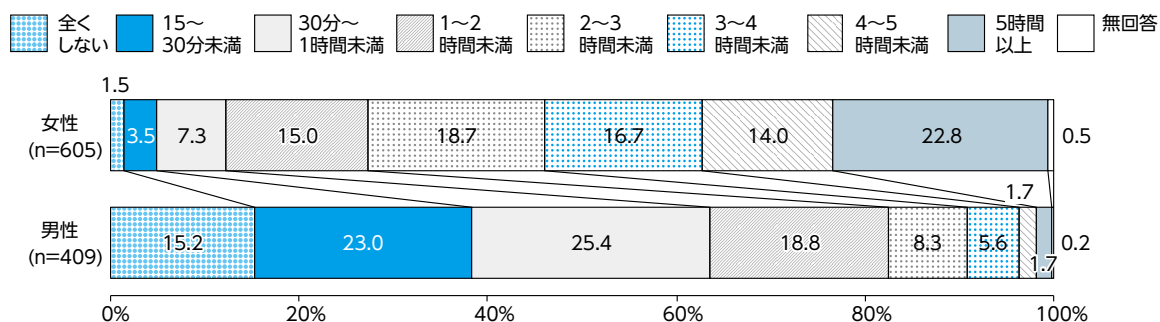
④ 配偶者や恋人などのパートナーからされた行為について相談しなかった理由

配偶者や恋人などのパートナーからされた行為について相談しなかった理由を性別にみると、女性では『相談しても無駄だと思った』(44.3%)と『相談するほどの事でもないと思った』(32.2%), 男性では『自分にも悪いところがあると思った』(49.0%)と『相談するほどの事でもないと思った』(35.3%)が上位2項目にあげられています。



⑤ 家事、育児、介護など家庭生活にかかわる時間

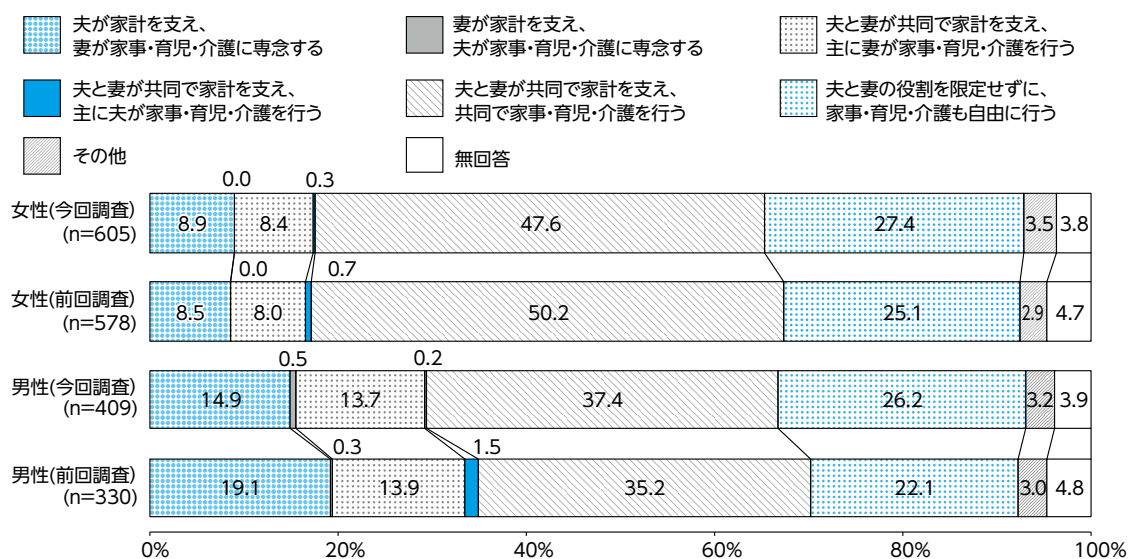
1日の家事、育児、介護などの時間について性別にみると、女性は『5時間以上』の割合が22.8%と最も高いのに対し、男性は『30分～1時間未満』の25.4%が最も高くなっています。女性は2時間以上が7割以上、男性は2時間未満の合計が8割以上を占めています。



⑥ 家庭における男女の役割分担の理想

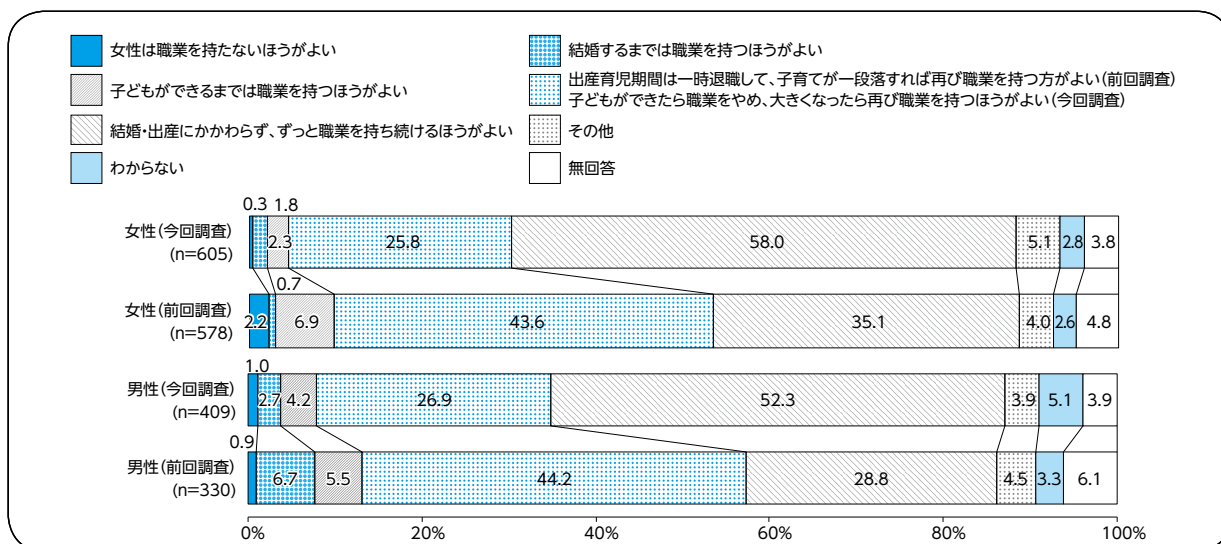
家庭における男女の役割分担の理想についての回答を性別にみると、男女ともに『夫と妻が共同で家計を支え、共同で家事・育児・介護を行う』が最も多く(女性 47.6%, 男性 37.4%), 次に『夫と妻の役割を限定せずに家事・育児・介護も自由に行う』が多く(女性 27.4%, 男性 26.2%)なっています。いずれの回答も女性の方が男性よりも割合が高くなっていますが、男女の差は、前回調査よりも縮まっています。

また、『夫が家計を支え妻が家事・育児・介護に専念する』と回答した男性は前回調査より4.2ポイント減っていますが、なお女性よりも割合が多くなっています。



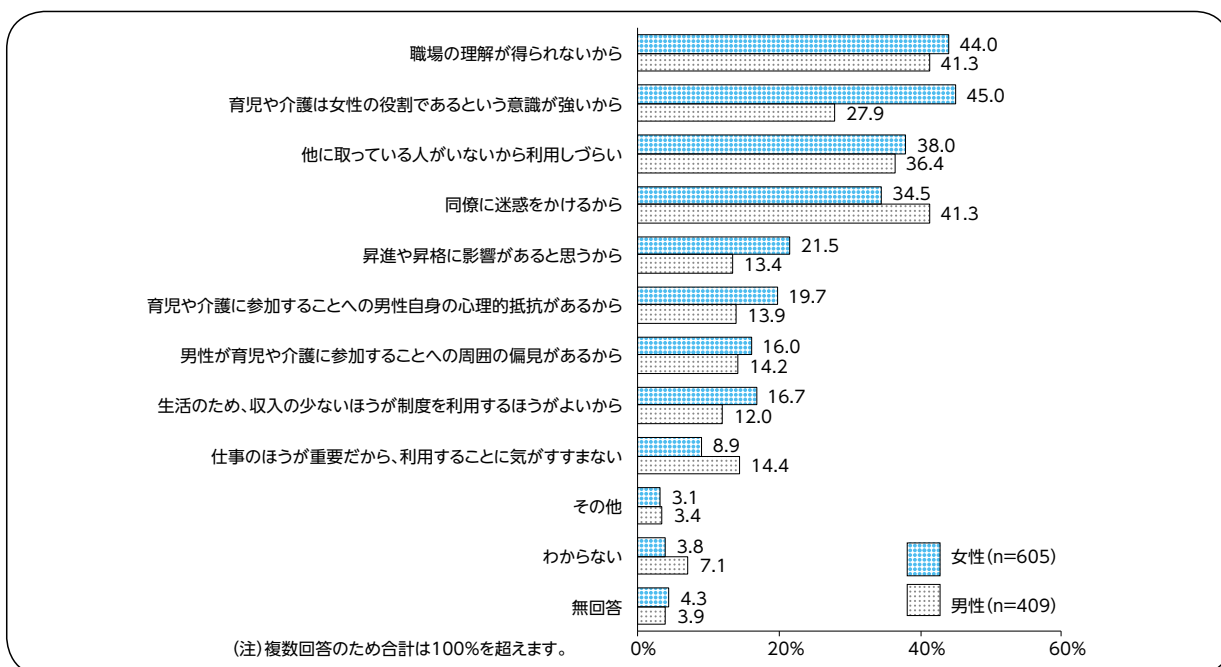
⑦ 女性の働き方の理想

男女ともに『結婚・出産にかかわらず、ずっと職業を持ち続けるほうがよい』が最も多く(女性58.0%, 男性52.3%)になっており、前回調査で最も多かった『子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつほうがよい』(女性25.8%, 男性26.9%)を大きく上回っています。



⑧ 男性の【育児休業制度】、【介護休業制度】の利用がすすまない理由

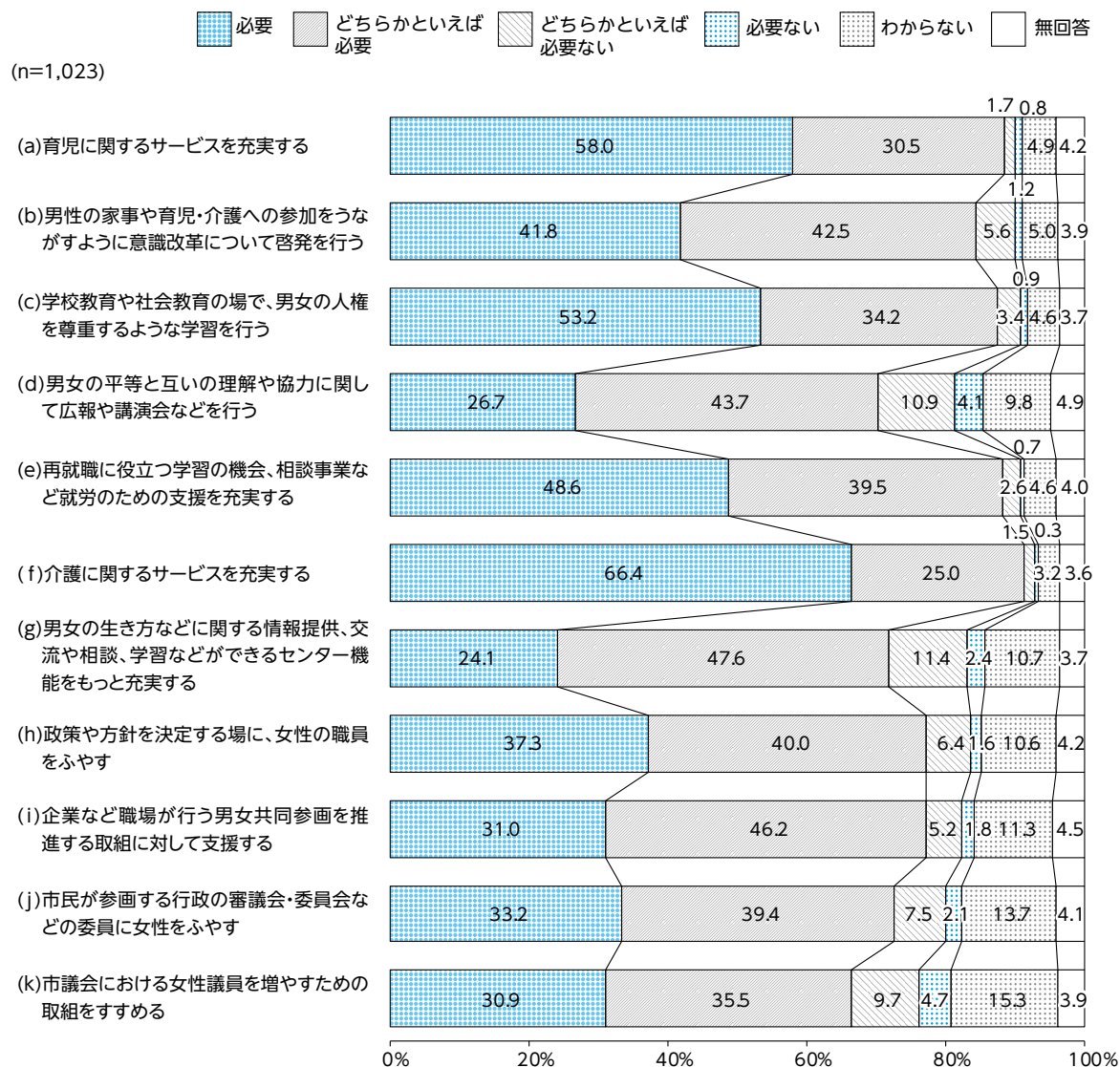
男性の【育児休業制度】、【介護休業制度】の利用がすすまない理由について、性別にみると、女性では『育児や介護は女性の役割であるという意識が強いから』が45.0%と最も高く、男性よりも17.1ポイント高くなっています。次いで『職場の理解が得られないから』(44.0%)が高くなっています。男性では『職場の理解が得られないから』『同僚に迷惑をかけるから』がともに41.3%で最も高くなっています。



⑨ 高知市の男女共同参画の取組について

今後必要な高知市の取組については、『介護に関するサービスを充実する』(66.4%)は『必要』の割合が6割を超えて最も高く、次いで『育児に関するサービスを充実する』が58.0%と介護・育児サービスの充実が求められています。

また、ここであげた全ての男女共同参画施策について、6割以上が必要(必要 + どちらか必要)と回答しています。



(2) 今後の課題

2011高知市総合計画(後期基本計画)には、「男女が互いの人権を尊重し、性別にかかわらず対等な構成員として社会のさまざまな活動に参画し、その個性と能力を十分に発揮している」まちが10年後の理想の姿として描かれています。

一方、今後進行する超高齢化、少子化による人口減少や地域コミュニティの衰退といった社会状況の変化やそれに伴う課題に対応していくうえでも、市民一人ひとりがそれぞれの個性や能力を発揮しながら社会活動に参画することが極めて重要になってきており、そうした観点からも、「男女共同参画」を進めていく必要があります。

また、2015年(平成27年)9月に、国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、その前文において「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」ことを謳(うた)い、さらにSDGs(持続可能な開発目標: Sustainable Development Goals)の17のゴール(目標)の一つに「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」を掲げています。ジェンダー平等はアジェンダの実施にあたり、死活的に重要なものと位置付けられており、本市が目指す都市像とも密接に関連しています。

世界に目を向けると、女性や女児が教育を受けることができず、身体的・精神的・性的に傷つけられる行為や慣習が行われている現実があります。その現実を決して我々に無関係ではなく、本市の取組をSDGsと関連づけて推進することで国際的な取組に貢献することも今日的な要請となっています。



第2章 計画の基本的な考え方

1 めざす将来像

「プラン2021」でめざす将来像は「**ジェンダー平等社会の実現**」とします。

これは「誰もが社会の対等な一員として互いに尊重し合いながら、ともに社会に参画し、喜びも責任も分かち合う社会、ひいては市民の誰もが真に豊かで幸福な人生を送ることができる社会の実現」をめざすものです。

これまでの男女共同参画社会の実現を早期に達成できるよう取組を強化するとともに、さらなる一歩として多様な性の存在を認め、一人ひとりの多様な生き方や考え方を認め合い、誰一人取り残さない社会の実現に向けて取組を進めていきます。

なお、この目標は、SDGsが掲げる目標とも軌を一にするものです。

2 基本理念

「プラン2021」は、条例第11条に定める男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な推進計画として、条例第3条に定める7つの基本理念に基づき推進していきます。

条例の基本理念（第3条から要約）

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会制度・慣行が及ぼす男女の社会活動の選択に対する影響への配慮
- 3 施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会の確保
- 4 家庭生活における活動と職場や地域等における活動の両立
- 5 男女の性と生殖についての相互理解・尊重と生涯にわたる健康生活の維持
- 6 男女共同参画の推進に関する国際社会の動向への留意及び協調
- 7 市民一人ひとりの主体的な取組

3 「プラン2021」の計画の位置づけ

- 1 この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- 2 この計画は、条例に基づき設置した「高知市男女共同参画推進委員会」（以下「推進委員会」という。）の意見等を取り入れ、男女共同参画社会の実現に向けた課題を整理し、市、市民、事業者及び市民団体等の職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる分野における目

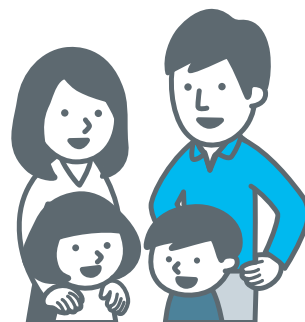
標や指針となることをめざします。

- 3 この計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」や県の「こうち男女共同参画プラン」など、国や県の動向を勘案して策定・推進します。
- 4 この計画の一部は、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。

4 計画の期間

「プラン2021」の計画期間は、2021年度(令和3年度)から2025年度(令和7年度)までの5年間とします。

なお、計画の内容については社会情勢の変化や計画の進捗状況、国や県の動向等により、必要に応じて見直しを行うものとします。



第3章 計画の内容

体系図

めざす 将来像	基本目標		取組の方向性	
	1	一人ひとりの人権が尊重される社会をつくりましょう	(ア)	多様な性の尊重と固定的な役割分担意識の解消
			(イ)	政策，方針決定過程における男女平等の促進
	2	DVやハラスメントのない社会をつくりましょう	(ア)	DV・性犯罪等暴力を根絶するための啓発の充実
			(イ)	DV・性犯罪等暴力の被害者への支援
			(ウ)	あらゆるハラスメントを防止するための啓発の充実
	3	家庭や働く場においてジェンダー平等を実現しましょう（※）	(ア)	ワーク・ライフ・バランスの推進
			(イ)	育児・介護における多様なニーズに対応した支援の拡充
			(ウ)	女性活躍の推進
	4	地域で，防災で，男女共同参画をすすめましょう	(ア)	地域活動における女性の参画の促進
			(イ)	防災分野における女性の参画の促進
	5	生涯にわたる健康生活を充実させましょう	(ア)	あらゆるライフステージにおける心と体の健康支援

（※）「女性活躍推進法」に定める市町村推進計画として位置づける

ジェンダー平等社会の実現

1 一人ひとりの人権が尊重される社会をつくりましょう

<現状と課題>

「ジェンダー平等社会」の実現には、すべての人の人権が尊重されることが重要です。職場、学校、地域、家庭等あらゆる場において、一人ひとりの個性や多様性を認め、それぞれの意思に基づく参画の機会が保障される社会にしていく必要があります。

しかしながら、市の意識調査によると、社会全体において男女が「平等である」と回答した人の割合は、男性が22.2%、女性が10.9%、全体でも15.3%にとどまっており、依然として平等ではないと感じている人が多く、かつ、男性に比べ女性の「不平等感」が大きいのが現状です。

男女平等について場面毎にみると、「学校教育」と「地域活動の場」においては、「平等」の回答が最も多くなっているものの、その他の場面では、いずれも「男性の方が優遇されている」と感じる人が多くなっています。この背景には、従来からの固定的な役割分担意識やその影響による習慣や人々の行動が、社会生活において女性が自らの意思に基づき生きることを難しくしている状況があるからだと考えられます。そしてこのことが最も顕著に表れ、わが国で最も男女共同参画が遅れているのが「政治の場」です。

誰もが社会の対等な構成員として、互いに責任を分かち合い、個性と能力を発揮するためには、地域や活動への参加に加え、積極的に意思決定の過程に参画できることが重要です。

●啓 発

本市では、「高知市男女共同参画の日」(8月1日)を設け、こうち男女共同参画センター(以下「ソーレ」という。)など関係機関と積極的に連携しながら広報・啓発活動を進めてきました。今後も、学習機会の拡充等により、「ジェンダー平等」の意義と重要性を知る機会を提供していく必要があります。

●教 育

教育・学習の果たす役割は大きく、次代を担う子どもたちが、男女共同参画の重要性を正しく理解し、実践できる大人に育っていくよう、長期的な視点に立って、社会全体で教育・啓発に努めていく必要があります。

また、「ジェンダー平等社会」の実現に向けて、性別による固定的な役割分担意識によらず、

一人ひとりが主体的に生き方を選択する能力を養うためには、その発達段階に応じた男女平等教育が適切に実施されることも重要です。

子どもたちが、自分がかげがえのない大切な存在であるとの認識を持ち自己形成を図っていくことができるよう、性に関する発達段階に即した教育などジェンダーや多様な性のあり方を学ぶ包括的な教育・啓発の推進，相談体制の整備，教職員・保育士等への研修等を充実させていくことが求められています。

● 政治分野における男女共同参画の推進

市民の半数以上は女性であり，多くの女性が政治，経済，社会などさまざまな分野においてその活動を支えています。政策・方針等の決定過程に女性が参画する機会を確保することは，誰もが暮らしやすい社会の実現につながるものであり，極めて重要です。

政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けて，市が積極的かつ計画的に取組を進めるとともに，市民・事業者に対する広報・啓発活動，取組への支援等を通じて機運の醸成を図っていく必要があります。

また，ポジティブ・アクションを含め，人材登用・育成に係る取組の充実も求められています。



<取組の方向性>

(ア) 多様な性の尊重と固定的な役割分担意識の解消

- ① 市民に向けて SOGIやジェンダー平等について広報、啓発を行います。
- ② 児童生徒の発達段階に応じた男女平等，男女共同参画についての教育を行います。
- ③ 家庭・職場・学校・地域に向けて，ジェンダー平等の学習会・研修会等を実施します。
- ④ 市民意識調査を実施し，男女共同参画に関する実態把握を行います。
- ⑤ ソーレ等と連携し，積極的な情報提供，啓発活動を実施します。

(イ) 政策，方針決定過程における男女平等の促進

- ① 積極的に女性の登用を促すよう，庁内外に働きかけをしていきます。
- ② 女性が政治の場へ参画する一歩となるような人材育成に取り組みます。
- ③ ソーレ等と連携し，女性リーダー養成に向けた講座・研修会を実施します。
- ④ 政治分野への女性の参画に関する情報の提供・啓発を行います。

<指 標>

指 標	指標の説明	実 績	中間目標 (R5)	最終目標 (R7)
市の審議会等で 女性委員がいない 審議会数	女性委員がいない 審議会等の数	H30 22会(132会中) R1 24会(138会中) R2 13会(118会中)	5会以下	0会
市職員の女性 管理職(課長補 佐以上)の割合	市職員の女性管理 職(課長補佐以上) の割合	H30 部長副部长 6.8% 課 長 12.6% 課長補佐 36.6% R1 部長副部长 11.4% 課 長 15.7% 課長補佐 39.2% R2 部長副部长 11.6% 課 長 14.1% 課長補佐 42.4%	部長副部长 13%以上 課 長 19%以上 課長補佐 44%以上	部長副部长 14%以上 課 長 22%以上 課長補佐 45%以上
男女の地位が 「平等」と回答 した人の割合	男女共同参画に関 する意識調査で「男 女の地位が平等に なっている」と回答 した市民の割合	増加 (各項目の数値は下表のとおり)		

各項目で男女の地位が「平等」と回答した市民の割合

	家庭生活	職場	学校教育	地域活動 の場	政治の場	法律や 制度上	慣習・ しきたり	社会全体
H26 実績	23.9%	22.0%	70.3%	44.0%	— %	32.1%	15.0%	13.6%
R1 実績	27.5%	25.9%	63.2%	46.2%	13.2%	32.5%	15.7%	15.3%
最終 目標	35%以上	40%以上	75%以上	50%以上	20%以上	35%以上	25%以上	25%以上

<現状と課題>

意識調査によると、DV被害の経験がある市民は 25.2%にのぼっています。また、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大によってもたらされた生活不安やストレスが、家庭内の DV の増加・深刻化を招いている状況もあります。

DV、児童虐待、性暴力、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、SOGIハラスメントなどは、いずれも重大な人権侵害であり、すべての市民にとって自らが威厳をもって自らの人生を生きていくうえでの大きな障害となります。「ジェンダー平等社会」の実現には、こうした暴力をなくすことが必要です。

また、職場等におけるハラスメントは一人ひとりの能力の発揮を妨げ、活躍の機会を奪い、結果的には社会全体の経済的損失にもつながります。

今日、社会・経済活動のあらゆる分野で多様性が重視されてきていることからしても、女性に限らず、子ども、高齢者、障がい者、性的マイノリティなどを含む市民一人ひとりの多様性を尊重し認め合うことが重要です。

●啓 発

DV、虐待、性暴力、ハラスメント等をなくしていくには、日ごろから互いの人権を尊重しあう意識の醸成を図っていく必要があります。

特に、将来の被害者、加害者を生まないためには、若年層を対象とした予防啓発が重要であり、学校等でいのちを大切にする教育や、自分や相手、一人ひとりを尊重する教育を推進するとともに、SNS等に起因する犯罪被害を含む危険性や「デート DV」などに関する一層の教育・啓発活動の充実が求められています。

●相談・支援

DV被害を受けながら相談しなかった人の割合は 65.1%と高い水準にあり、DVに関する相談先の周知や早期の気づきへの啓発は十分とはいえません。また、男性では 92.7%が相談をしておらず、こうしたことから DVに関する男性への啓発が不十分であると思われます。

被害者の支援や相談については、性別を問わず被害者となり得ることを十分に認識し、幅広く、専門性の高い相談にも対応できるような体制を整えていくことが必要です。

また、事案が起こった場合には、被害の拡大防止と回復、被害者の支援を適切に行うとともに、再発防止に向けた対処を適切に行うことができるよう、支援体制を整えることも求められています。

<取組の方向性>

(ア) DV・性犯罪等暴力を根絶するための啓発の充実

- ① 人権尊重の意識を高めるよう、関係機関と連携し、予防啓発を行います。
- ② 若年層を対象としたDV防止等の啓発を強化していきます。

(イ) DV・性犯罪等暴力の被害者への支援

- ① 相談窓口の周知を図ります。
- ② 関係機関との連携を強化し、DV等暴力の被害者が安心して相談、支援を受けられる体制を充実していきます。

(ウ) あらゆるハラスメントを防止するための啓発の充実

- ① ハラスメントを正しく理解するための広報・啓発を行います。
- ② 相談窓口の周知を含めた相談体制を充実させます。
- ③ 市職員等を対象とした各種ハラスメント研修を実施します。

<指 標>

指 標	指標の説明	実 績	中間目標 (R5)	最終目標 (R7)
DVについて 誰(どこ)にも相談 しなかった人の割合	意識調査で「DVを受けたことがある」と回答し、「誰かに打ち明けたり相談しましたか」との質問に「相談しなかった」と回答した市民の割合	H21 65.9% H26 68.2% R1 65.1%	—	30%以下
DVを内容まで 知っていると答えた 人の割合	意識調査で「DVを内容まで知っている」と答えた市民の割合	H21 52.2% H26 43.9% R1 44.1%	—	70%以上
セクシュアル・ハラ スメントを内容まで 知っていると答えた 人の割合	意識調査で「セクシュアル・ハラスメントを内容まで知っている」と答えた市民の割合	H21 53.7% H26 43.9% R1 43.0%	—	70%以上

<現状と課題>

ジェンダー平等社会を実現するためには、誰もが社会の対等な構成員として、家庭や働く場において、それぞれの意欲や能力を十分に発揮できることが極めて重要です。そのためには、個々のライフステージに応じた多様な働き方や社会参画のあり方が選択できる環境の整備が求められます。

● 家庭で

家庭生活の男女平等の認識について、市の意識調査でみると、「男性が優遇されている」が女性 63.8%、男性 45.5%で男女の認識の差が依然として大きいままです。また、家庭における役割分担は、43.5%が「共同で家計を支え、共同で家事・育児・介護を行うのが理想」と回答しながら、実際に「共同」している割合は15%未満というのが現実です。

意識調査において、今後必要な男女共同参画に関する取組として多かったのが、「介護に関するサービスの充実」(66.4%)、「育児に関するサービスの充実」(58.0%)でした。その背景には、家庭における、家事・育児・介護等の負担が大きく、しかもその負担の多くを女性が担わざるを得ない状況があると考えられます。

こうした状況を改善していくためには、育児や介護における家庭の負担を軽減するための支援やサービスの充実を図るとともに、家庭においても、男性の積極的な育児・介護への参画を促進していく必要があります。

男性が育児等のために一定期間、休暇等を取得することについて、本人にとっての重要性とともに、組織にとっても、多様な人材をいかすマネジメントの向上や子育てに理解ある職場風土の形成等の観点から重要であることについて周知していく必要があります。とりわけ、市の男性職員はそのロールモデルとなるよう率先して育児休業等の取得率の向上をめざしていくことが求められています。

また、高齢になっても健康で、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、運動や地域活動への参加による健康づくり・生きがいくつくりと合わせて、地域での見守りや支え合いの仕組みを構築していくことも重要な取組です。

●働く場で

これまでの男女共同参画に関する取組は、どちらかといえば働く女性の支援に重点がおかれてきました。しかし、「ジェンダー平等社会の実現」においては、女性だけでなく一緒に社会を担う男性自身が当事者として問題をとらえることも非常に重要です。男性の長時間労働は、育児・家事・介護等への男性の主体的な参加を困難にし、自身の仕事と生活の調和を阻害する要因になっています。こうしたことから労働者，事業者がともにワーク・ライフ・バランスの必要性を認識し，取組を進める必要があります。

また，女性が働く環境に関しては，非正規雇用等による不安定な雇用環境の改善や，雇用機会や待遇における性別等による差別の解消，ハラスメントのない雇用環境の整備にもなお一層の取組が必要です。加えて，能力開発やキャリア形成支援等の取組，一旦離職した方のための再就職支援なども求められます。



<取組の方向性>

(ア) ワーク・ライフ・バランスの推進

- ① 男性の家事・育児・介護への参画を促進・支援します。
- ② 市の男性職員の育児休業等の取得率の向上をめざします。
- ③ 労働者の意識改革につながる働きやすい職場環境づくりを支援します。

(イ) 育児・介護における多様なニーズに対応した支援の拡充

- ① 男性も女性も子育てをしながら、仕事との両立を図ることができるよう、多様な保育サービスの充実を図ります。
- ② 子育て支援体制の充実を図ります。
- ③ 介護をとりまく環境整備を支援します。

(ウ) 女性活躍の推進

- ① 職業能力の開発のための講座や、再就職のための就労相談を行います。
- ② ひとり親家庭の相談及び就業による自立を支援します。
- ③ 市の女性職員の職域拡大を推進します。



<指 標>

指 標	指標の説明	実 績	中間目標 (R5)	最終目標 (R7)
待機児童数	保育の必要性があり入所申請したが、入所できていない児童数	H30 43人 R1 34人 R2 26人	10人以下	0人
高知市男女共同参画推進企業表彰の表彰企業数	育児・介護休業等の取得促進、ワーク・ライフ・バランスの推進等を進めている表彰企業の数	H30 7社 R1 3社 R2 3社	毎年3社以上	毎年3社以上
高知市男性職員の育児休業取得率	男性職員の育児休業等の取得率	H29 5.5% H30 8.3% R1 9.9%	22%以上	36%以上
高知市職員の技術職に占める女性の割合	高知市職員の技術職に占める女性の割合	H30 9.6% R1 9.1% R2 9.4%	12%以上	15%以上
社会資源「集いの場」状況	下表のとおり	H29 584 H30 615 R1 630	675以上	705以上

社会資源「集いの場」内訳

項 目	いきいき百歳体操(か所)	子育てサークル(登録団体数)	地域子育て支援センター(か所)	子育てサロン(か所)	子どもの居場所・子ども食堂(か所)	サロン(か所)	認知症カフェ(か所)	地域交流デイサービス【ミニデイ】(か所)	宅老所(か所)	いきいき百歳大交流会(開催数)	合 計
H29	360	21	12	19	24	63	23	39	22	1	584
H30	366	25	14	17	28	75	28	39	22	1	615
R1	373	23	14	18	36	86	23	34	22	1	630

4 地域で、防災で、男女共同参画をすすめましょう

<現状と課題>

市民と行政が協働して地域の課題を解決し、安全・安心で住み良い地域を築いていくためには、誰もが主体的に地域づくりに参画できる環境が必要です。また、多様な課題・ニーズに対応していくためには、さまざまな視点から課題を見つめ対応できるよう多様な考え方やスキルを持った人材の確保も求められます。そしてあらゆる場面において、固定的な役割分担意識によらず、多様な人々の意見が尊重されることが重要です。

● 地域で

地域のコミュニティでは、町内会・PTA・ボランティア活動などを通じて、多くの女性が活動しているにもかかわらず、会長職をはじめとした役職の多くは男性が占めている状況にあります。これからはそうした地域活動の場面においても、リーダーとしての女性の参画・活躍を後押しするための環境整備等も必要です。

● 防災で

今日、東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、防災分野に関する男女共同参画の視点からの取組が重要視されています。

非常時においては、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、女性の家事・育児・介護等の負担の増大やDV等の被害深刻化が懸念されます。そのことからすれば、平常時から男女によるニーズの違い、男女共同参画の視点に配慮した取組を進めることが求められます。こうした配慮は、年齢や健康状態、障がいの有無、人種や言語、性自認や性的指向等の多様性への配慮にも通じる視点です。

また、地域防災力の向上には、地域住民の協働が必要であり、そうした観点からも女性の参画を積極的に進め、男女が協力して活動できるような取組を進める必要があります。

<取組の方向性>

(ア) 地域活動における女性の参画の促進

- ① 男女を問わず，幅広い世代の市民の参画により，地域活動等の活性化を支援します。
- ② ソーレ等と連携し，地域や社会活動における女性リーダーを育成するための講座等を開催します。

(イ) 防災分野における女性の参画の促進

- ① 女性の視点による防災対策を強化します。
- ② 防災に関する地域の女性リーダーの育成・増加を図ります。

<指 標>

指 標	指標の説明	実 績	中間目標 (R5)	最終目標 (R7)
自治会長に占める女性の割合	高知市における自治会長の女性比率	H30 14.8% R1 13.7% R2 16.0%	22%以上	25%以上
防災士認定登録者に占める女性の割合	高知市における認定防災士登録者の女性比率	H29 24.7% H30 26.3% R1 30.2%	40%以上	50%以上

5 生涯にわたる健康生活を充実させましょう

<現状と課題>

人生 100年時代を見据えたとき、男女がともに生涯にわたり社会参画し続けられるように心身の健康を保つことも、「ジェンダー平等社会」の実現における重要な視点です。

一人ひとりが性や健康に関して正しい知識・情報を持ってそれぞれのライフステージに応じて心身の健康を維持し、向上させていくことができるよう、社会全体で生涯を通じた自己の健康管理の重要性を共有し、健康増進への取組や支援、適切な保健・医療サービスを供給する体制の整備等を進めていく必要があります。

●学童期・思春期

学校・行政・地域・家庭が連携し、自らの心身の健康を大切にすることや、健康管理を実践することが求められます。また、高知県における 10代の人工妊娠中絶実施率は、全国平均より高い率で推移しており、性感染症の予防や避妊方法も含めた性教育の推進と相談機能の充実が必要です。

●若年成人期、妊娠・出産期

男女がそれぞれに健康上留意すべきことを把握し、早期発見、重症化予防を行うことが重要です。女性は子宮頸がん・乳がん検診のさらなる受診率向上に向けた取組や、特に妊娠・出産時における母体の健康保持から、産後の母子に対する適切な心身ケアを行うことができるサポート体制の充実まで切れ目ない支援が求められています。

男性は本市の主要死因である、がん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病の予防や、早期発見・早期治療につなげるためにも、若年成人期から定期的に健診を受けることを習慣づけ、自身の健康状態を把握することが重要です。

また、コロナ禍に起因するストレスや失業等から生じる心身の不調が増加しています。こころの健康について支援する取組も求められます。

●更年期・老年期

加齢に伴う心身・認知機能の低下等に必要な支援を行うなど、健診・介護予防の取組強化と、地域での孤立を防ぐために見守り等による心身の健康支援が必要です。

<取組の方向性>

(ア) あらゆるライフステージにおける心と体の健康支援

- ① さまざまな世代やライフスタイルに応じた健康づくりのための講座等を開催します。
- ② 男女ともに健康を保持・増進することができるよう、支援活動を行います。
- ③ こころの健康づくりについて普及・啓発を行います。
- ④ 心身の発育・発達と性に関する教育を行います。
- ⑤ 女性特有のがん検診受診率向上に向けた取組を行います。
- ⑥ 妊娠期から子育て期に至るまでの切れ目ない支援を行います。

<指 標>

指 標	指標の説明	実 績	中間目標 (R5)	最終目標 (R7)
健康寿命(65歳の平均自立期間)	日常生活に介護を要しない期間を「自立期間」と呼ぶ。65歳の人が要介護2の状態になるまでの期間	H29 男性 17.47年 女性 20.97年	男性 17.71年 女性 21.21年	男性 18.27年 女性 21.77年
子宮頸がん検診受診率	市が実施する20歳以上の女性市民が対象の子宮頸がん受診率	H29 16.2% H30 15.4% R1 15.1%	17%以上	20%以上
乳がん検診受診率	市が実施する40歳以上の女性市民が対象の乳がん検診受診率	H29 19.9% H30 19.1% R1 18.8%	20%以上	22%以上
低出生体重児出生率(出生百対)	低出生体重児(2,500g未満)の出生率	H29 10% H30 10%	9.5%以下	9.4%以下

第4章 計画の推進

1 市民・事業者・市民団体・行政の協力と連携

行政と市民・事業者・市民団体が相互に連携して男女共同参画の推進に努めます。

2 庁内推進体制の充実等

男女共同参画行政を全庁的に推進するため、「高知市男女共同参画推進本部」を中心に、関係部局が連携・協力して各施策を実施します。また、「プラン2021」における具体的な取組の実施状況や事業効果についての検証を行い、改善を図ります。

3 高知市男女共同参画推進委員会

市は、「プラン2021」の各施策の実施状況について報告書を作成し、この報告に対して条例第23条の規定に基づき設置された「高知市男女共同参画推進委員会」の評価を受けます。

4 計画の進行管理

「プラン2021」の効果的な推進と進行管理のために、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のPDCAサイクルに基づき、取組の継続的な改善と推進を実施します。

5 男女共同参画拠点施設「ソーレ」における事業展開

県市合同で設置している「ソーレ」において、そのノウハウや経験を活かした事業を展開します。

6 職員一人ひとりによる男女共同参画の実践

男女共同参画推進本部の「幹事会」「部局推進員会」において、より実践的な取組を実施するとともに、職員研修等の実施により、職員一人ひとりの意識の高揚を図ります。

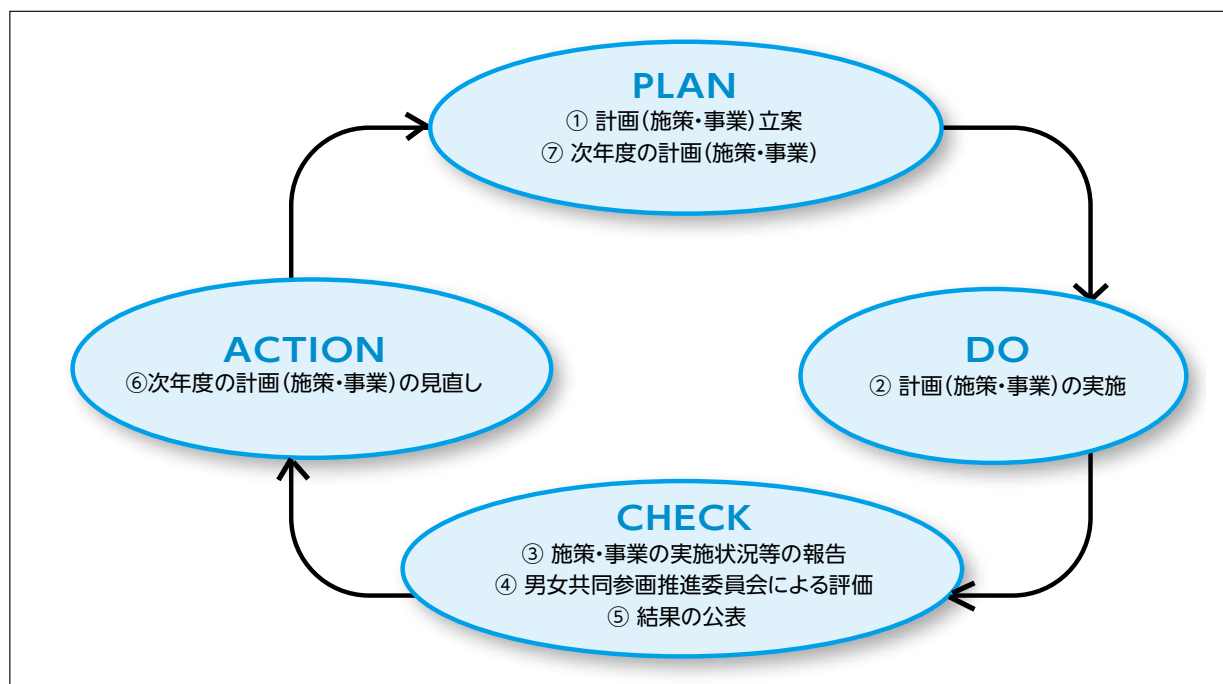
7 男女共同参画に関する調査及び情報提供の実施

市民意識調査を定期的実施し、市民の意識やニーズ等の把握に努め、今後の施策に活かしていきます。広報紙など、さまざまなメディアを利用した情報提供に努めます。

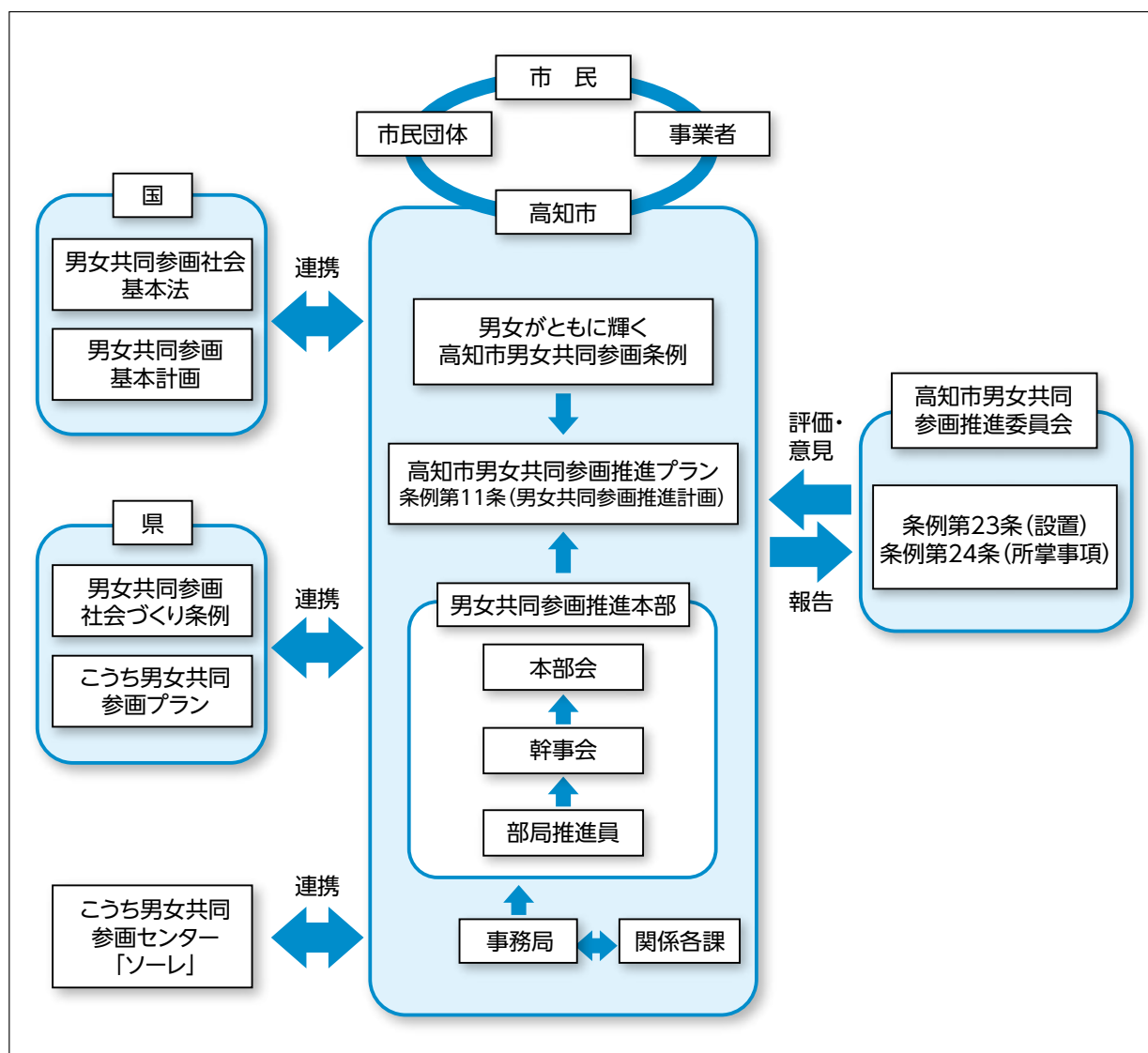
8 国・県・関係機関等との連携

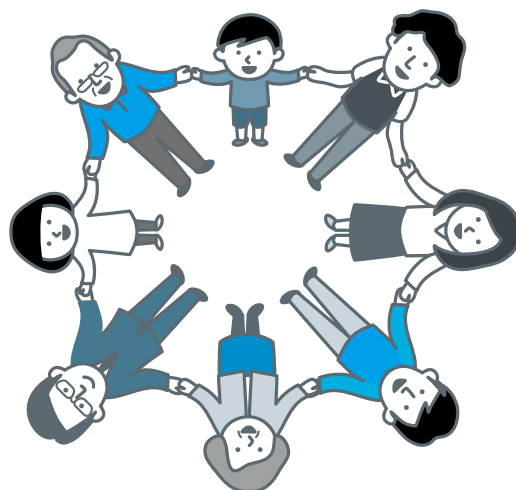
国・県・関係機関等との連携を図り、「プラン2021」を効果的に推進します。

PDCAサイクルのイメージ



男女共同参画推進プラン 2021 推進体制





高知市男女共同参画推進プラン2021 体系図



高知市男女共同参画推進プラン2021 体系図

SDGs関連性の高い3ゴール



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsとは、「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略で、2030年までに全世界で達成を目指す国際目標のことです。SDGsでは、「誰一人取り残さない」という共通理念のもと、17のゴール(目標)とそれらを達成するための169のターゲット(より具体的な目標)を定め、包摂的な社会の実現を目指し、「経済・社会・環境」をめぐる幅広い課題に取り組むこととしています。

1 貧困をなくそう	世界中の、あらゆる形の貧困を終わらせます。	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人が、価格が安くて安定して発電でき、環境や健康への影響が少ないエネルギーを使えるようにします。	13 気候変動に具体的な対策を	気候変動や、それによる影響を止めるために、すぐに行動を起こします。
2 飢餓をゼロに	飢餓をなくし、すべての人が食料を安定して得られ、栄養状態が良くなるようにします。そのために、持続可能な農業をすすめます。	8 働きがいも経済成長も	環境を悪化させないように経済成長を進めながら、すべての人が働きがいのある人間らしい仕事(ディーセント・ワーク)をできるようにします。	14 海の豊かさを守ろう	きれいな海と、魚などの海の資源を保全し、持続可能な方法で利用します。
3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人が、健康で、安心して満足に暮らせるようにします。	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	災害に強いインフラを整備し、技術研究を支援して、産業の発展や起業を促していきます。	15 陸の豊かさを守ろう	森林を守り、再生し、持続可能な方法で利用します。生物多様性が失われることを防ぎます。
4 質の高い教育をみんなに	誰もが平等に質の高い教育を受けられるようにし、生涯にわたって学習できるようにします。	10 人や国の不平等をなくそう	国と国の間にある不平等や、国の中での不平等を減らします。	16 平和と公正をすべての人に	暴力や虐待のない平和な社会、誰もが法によって守られる社会をつくります。
5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等である(すべての人が性を理由に差別されない)ようにし、すべての女性と少女のエンパワーメント(力をつけること)を図ります。	11 住み続けられるまちづくりを	都市を、誰もが受け入れられ、安全で災害に強く、ずっと住み続けられる場所にします。	17 パートナースhipで目標を達成しよう	SDGs達成のため、各国の政府、市民、民間企業、民間団体、教育・研究者を含む全員が結束します。
6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人が、安全な水と衛生的な環境を得られるようにします。	12 つくる責任 つかう責任	生産と消費を、持続可能な方法で行っていきます。		

出典：独立行政法人 国際協力機構 JICA四国、『SDGs入門』, 2019



資料編

» これだけは知っておこう！用語解説

01

Glossary

男女共同参画



男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

男女共同参画社会基本法

1999（平成 11）年に制定施行された男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律。男女共同参画社会の実現を、わが国の最重要課題として位置づけ、5つの基本理念（① 男女の人権の尊重 ② 社会における制度又は慣行についての配慮 ③ 政策等の立案及び決定への共同参画 ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立 ⑤ 国際的協調）を掲げ、国・地方公共団体・国民の責務を規定している。

男女共同参画基本計画

国が「男女共同参画社会基本法」に基づき定めた法定計画であり、第1次が2000（平成 12）年に策定され、以降5年毎に見直しを行っている。2020（令和 2）年に第5次男女共同参画基本計画が策定された。

男女がともに輝く高知市男女共同参画条例

2005（平成 17）年4月に高知市の男女共同参画の取組の経緯や現状認識、基本理念、市・市民・事業者・市民団体の責務を明らかにした条例を制定した。

こうち男女共同参画センター「ソーレ」

男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点として、「女性と男性の自立」と「女性の地位向上」を目的とした多彩な事業を展開するため、1999（平成 11）年高知県、高知市が合同で設置。

高知市男女共同参画推進委員会

高知市における男女共同参画を推進するため、条例に基づき設置。推進計画の策定、男女共同参画の

推進に関する重要な事項についての調査・審議を行い、市の施策について評価を行う組織。

02

Glossary

意識・考え方



性別による固定的役割分担

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」というように、個人の個性や能力に関係なく、性別によってその役割を固定化させること。

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

誰もが、仕事と仕事以外（家庭生活・地域活動・自己啓発など）の活動の両方を、自らが希望するバランスで生活できる状態。この考えは、働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会を作り、一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになることをめざすもの。

03

Glossary

関連する法・制度



政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（候補者男女均等法）

多様な国民の意見が政策立案や決定に的確に反映されるために、政治分野における男女共同参画が重要となるため、国や地方議会の選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となること等を基本原則とした法律。2018（平成 30）年5月公布・施行。



» これだけは知っておこう！用語解説

女性活躍推進法

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とし、2015(平成27)年9月に施行された法律。2019(令和元)年6月には、仕事と家庭生活の両立や諸外国と比べて低水準にある女性管理職比率などの課題を踏まえ、さらなる女性活躍推進の必要性から基本方針の変更が行われた。

男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とした法律。2017(平成29)年の改正ではマタニティ・ハラスメントに対する禁止規定が制定された。また2020(令和2)年6月1日から改正法が施行され、中小企業を除いて、職場のパワー・ハラスメント防止措置が義務づけられた。加えて、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の防止対策の強化につながる措置が示されている。

う労働者が、この看護休暇や介護休暇を時間単位で取得できるようになった。

子育てサークル・子育て支援サークル

子育て中の保護者または、子育て中の親子を支援する方が、親子同士の交流や子育て中の家庭へのさまざまな支援活動を、ふれあいセンター等の建物を活用して開催している。

子育てサロン

子育て家庭の親子が地域のさまざまな世代と気軽に自由に集える交流の場。

子どもの居場所・子ども食堂

子ども食堂は、子どもが一人でも気軽にご飯を食べに行ける場所として、無償または低額で食事を提供している。子どもに限らず、食を通じた地域の集いの場になっている。

サロン

身近な地域でご近所さんが集まり、お茶や食事をしたり、話をしたりして、交流する場。

04
Glossary

育児・介護・健康

いきいき百歳体操

米国立老化研究所が推奨する運動プログラムを参考に、2002(平成14)年に高知市が開発した重りを使った筋力運動の体操のこと。住民主体の介護予防活動として全国へ広がっている。お世話役やサポーター、体操参加者が一堂に会す交流大会も開催している。

育児・介護休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)

育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と、家庭生活との両立が図られるよう支援することを主な目的とした法律。2017(平成29)年には介護をしながら働く方や、有期契約労働者の方が介護休業・育児休業を取得しやすくなるよう改正が行われた。さらに、2021(令和3)年1月からは、育児や介護を行

次世代育成支援対策推進法

日本の急激な少子化の進行に対応して、次世代を担う子どもの健全な育成を支援するため、2005(平成17)年4月に施行された法律。この法律に基づき、国、地方公共団体、企業は次世代育成支援のための行動計画を策定することとされている。2015(平成27)年4月の法改正により、法律の有効期限が2025(令和7)年3月31日まで10年間延長され、次世代育成支援対策の実施状況が優良な企業に対する新たな認定制度が創設された。

宅老所

民家や老人福祉センター等を活用し、利用される方々がなごやかに思い思いの一日を過ごす通所事業。介護保険の通所サービスとは異なり、少人数で家庭的な雰囲気の中で和気あいあいとした時間を過ごすことができる。



» これだけは知っておこう！用語解説

地域交流デイサービス（ミニデイ）

高齢者が地域で交流することで、閉じこもりを防ぎ、お互いに助け合うことにより、住み慣れた家庭や地域で豊かな生活が送れる高齢者自身の手による支援ネットワークづくりを促進することを目的とした制度。

地域子育て支援拠点事業

地域の身近な場所で子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として設置し、親子の交流の場の提供と子育て家庭同士の交流促進、子育てについての相談や助言、情報の提供等の支援を行う。

地域子育て支援センター

地域の子育て家庭を対象に、親子同士の交流の場を提供するとともに、子育てに関する悩みや育児相談、育児講座等の開催、子育てに関する情報の提供、子育てサークルの活動支援など、各センターがそれぞれ特色ある取組を行っている。

認知症カフェ

認知症の方が住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らしていける環境づくりの取組として、専門職や地域住民が協働し、認知症の方や介護者が参加し、相談や交流ができる場。

ファミリー・サポート・センター事業

仕事と育児の両立を支援するため、育児援助サービスを受けたい利用会員と育児援助サービスを提供できる協力会員の両方を募集し、相互に援助活動を行う有償ボランティア事業。

ライフステージ

人生をさまざまな時期（出生から学生時代、就職、結婚、出産、子育て、退職、老年期など）に区分する言葉であり、それぞれの時期で生活環境が大きく変化する。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルスは、個人、特に女性の生涯にわたる健康の自己決定権を保障する考え方。健康とは、疾病や病弱でないことではなく、身体的、

精神的及び社会的に良好な状態にあることを意味する。リプロダクティブ・ライツは、それをすべての人々の基本的人権として位置付ける理念である。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれる。

05

Glossary

DV・ハラスメント



ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）

2000（平成 12）年 11 月に施行された法律で、つきまとい等を繰り返すストーカー行為者に警告や禁止命令を出し、悪質な場合は逮捕することで被害者を守る法律。2013（平成 25）年に、執拗な電子メール送信、2017（平成 29）年には会員制交流サイト（SNS）でのつきまとい行為も規制の対象に追加する等の改正が行われた。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

明確な定義はありませんが、一般的に「配偶者や恋人など、親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」と使われることが多い。暴力の種類には、身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力などがある。

DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律で、2001（平成 13）年に施行された。2019（令和元）年 6 月には、児童虐待防止対策及び配偶者等からの暴力の被害者の保護対策強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされる DV の被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化された。また、保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確化された。



» これだけは知っておこう！用語解説

ハラスメント

相手の意に反する行為によって不快な感情を抱かせる嫌がらせやいじめのこと。現在は、セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)、パワー・ハラスメント(パワハラ)、SOGI・ハラスメント(ソジハラ)、マタニティ・ハラスメント(マタハラ)、パタニティ・ハラスメント(パタハラ)など、個人の尊厳を傷つけたり、不利益を与えたりするなど、さまざまなハラスメントが問題となっている。

06

Glossary

ジェンダー，多様な性



ジェンダー

生まれつきの生物学的な性に対し、社会通念や慣習などに基づき、社会的・文化的に形成された性別。

LGBT

レズビアン(Lesbian)、ゲイ(Gay)、バイセクシュアル(Bisexual)、トランスジェンダー(Transgender)の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティ(性的少数者)の総称のひとつとして使われる。

SOGI (ソジ)

性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字をとった言葉。性的指向・性自認(SOGI)は、性的少数者(LGBT)だけでなく、すべての人が共通して持っている属性で、一人ひとり異なる性のあり方があるという考え方を示す言葉として、近年広く用いられるようになってきている。

07

Glossary

防 災



自主防災組織

地域において協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織。

防災士

自助、共助、協働を原則として、社会のさまざま

な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを、日本防災士機構が認証した人。

08

Glossary

国 際

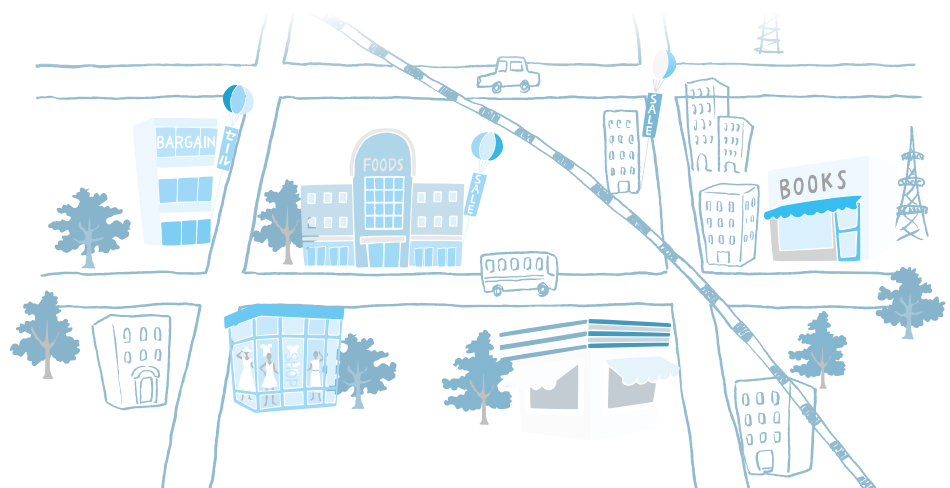


SDGs (エスディーゼーズ

: Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標の略。2016(平成28)年から2030(令和12)年までの国際目標で、17のゴール(目標)と、それを実現するための169のターゲット(達成目標)で構成されている。地球上の「誰一人取り残さない」と誓い、包摂的な社会の実現をめざして、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされている。





女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

採 択 1979 年 12 月 18 日

効力発生 1981 年 9 月 3 日

日 本 1985 年 7 月 25 日効力発生

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確認し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的な重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識

し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部【総論】

第1条《女子差別の定義》

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条《締約国の差別撤廃義務》

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。
(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条《女子の完全な発展・向上の確保》

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条《差別とならない特別措置》

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。



第5条「役割分担の否定」

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条「売買・売春からの搾取の禁止」

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部【公的生活に関する権利】

第7条「政治的・公的活動における平等」

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条「国際的活動の参加の平等」

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条「国籍に関する平等」

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部【社会生活に関する権利】

第10条「教育における差別撤廃」

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）

特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条「雇用における差別撤廃」

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、高齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条「保健における差別撤廃」

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条「経済的・社会的活動における差別撤廃」

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利



(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条「農村女子に対する差別撤廃」

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部【私的生活に関する権利】

第15条「法の前の男女平等」

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条「婚姻・家族関係における差別撤廃」

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度

が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部【女子に対する差別の撤廃に関する委員会】

第17条「女子差別撤廃委員会」

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条「締約国の報告義務」

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立



法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条《委員会の規則》

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条《委員会の会合》

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条《委員会の報告・提案・勧告》

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条《専門機関と委員会》

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部【最終条項】

第23条《高水準の国内・国際法令の優先適用》

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条《条約上の権利の完全実現》

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条《署名・批准・加入・寄託》

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条《改正》

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条《発効》

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄

託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条《保留》

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条《紛争解決》

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条《正文》

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。



男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）



第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)



第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。



高知県男女共同参画社会づくり条例

(高知県条例第 60 号)

前文

第1章 総則(第1条―第6条)

第2章 基本的な取組(第7条―第17条)

第3章 性別による人権侵害の禁止等(第18条―第20条)

第4章 苦情等の申出の処理(第21条)

第5章 こうち男女共同参画会議(第22条―第27条)

第6章 雑則(第28条)

附則

男女平等をうたった日本国憲法が制定されて、半世紀あまりが過ぎました。この間、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の理念に基づく国のさまざまな取組を踏まえ、高知県においても男女平等を実現するための取組を進めてきました。

しかし、県民意識調査の結果などから、まだまだ性別で役割を固定的にとらえる意識が根強く、そのことによる男女間の不平等が暮らしのさまざまな場面に存在することが認められます。

高知県は、結婚した後も子育てをしながら働き続ける女性の割合が全国の中でも高いという特徴がありますが、家事、子育て、家族の介護などへの男性の参加が十分でなく、女性が負担を感じているという実態があります。農林水産業、商工業などの自営業の分野において、女性は重要な担い手となっているものの、意思決定の場に参画する機会はまだまだ多くありません。

また、セクシュアル・ハラスメント、配偶者間の暴力行為などの人権侵害も問題となっています。

これらの課題を解決し、女性と男性が互いにその人権を尊重し、共に支え合い、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を築くためには、県、市町村、事業者そして県民が力を合わせて、男女共同参画のための取組をおなへ層進めることが必要です。このことは、また少子高齢化といった社会の変化に対応し、豊かで心の通い合う活力ある高知県を築くためにも大変重要です。

高知県は、自由民権運動発祥の誇りある地であり、かつ、女性の参政権を全国に先駆けて実現した輝かしい歴史を持っています。この自由と進取の精神風土を受け継いで、男女共同参画社会づくりを着実に一步一步前進させ、平和な社会の下、一人一人の人権や個性が平等に尊重される高知県となることを目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、男女共同参画社会を実現するため、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画を推進する取組に関し必要な事項を定めます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 男女共同参画社会 女性と男性が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、女性と男性が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をいいます。

(2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画す

る機会についての男女間の格差を改善する上で、必要な範囲内において、女性と男性のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会づくりは、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければなりません。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的な取扱いを受け

ないこと、社会のあらゆる分野において個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の諸制度や慣行が、男女の社会における主体的で自由な生き方の選択を制約することのないよう配慮されること。

(3) 女性と男性が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 女性と男性が、互いに協力しあい、社会の支援の下、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動において、家族の一員としての役割を果たし、かつ、職場、地域その他の分野における活動を行うことができるようにすること。

(5) 女性と男性が、互いの性別による身体的特徴の違いについて理解を深め、妊娠又は出産に関して双方の意思を尊重すること等により、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。

(6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係にあることを考慮し、国際社会との協調の下に行われること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」といいます。)に基づき、男女共同参画を推進する取組(積極的改善措置を含みます。以下同じ。)を総合的に実施する責務を有します。

2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者及び市町村と連携して取り組みます。

3 県は、市町村における男女共同参画の取組を支援するため、必要に応じて情報の提供、技術的な助言等に努めます。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、かつ、男女共同参画の推進に努めなければなりません。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する取組に協力するよう努めるものとします。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動とを両立させることができるよう就労環境の整備に努めなければなりません。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する取組に協力するよう努めなければなりません。

第2章 基本的な取組

(男女共同参画計画)

第7条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)



第14条第1項に規定する男女共同参画社会づくりに向けた取組を総合的かつ計画的に行うための基本的な計画（以下「男女共同参画計画」といいます。）を定めます。

2 知事は、男女共同参画計画を定め、又は変更するに当たっては、県民の意見を反映するとともに、第22条に規定するこうち男女共同参画会議の意見を聴きます。

（広報活動等の充実）

第8条 県は、県民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため、積極的な広報活動等を行うとともに、地域において男女共同参画の普及啓発その他の活動を行う人材を育成するものとします。

2 男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるよう、毎年6月を男女共同参画推進月間とします。

（教育と学習の推進）

第9条 県は、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野における教育及び県民の学習の場において、個人の尊重、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識をはぐくむよう努めます。

2 県は、あらゆる分野の教育の場において、男女平等を基本とした教育が行われるよう努めます。

（農林水産業、商工業等自営業の分野における男女共同参画の推進）

第10条 県は、農林水産業、商工業等の自営業の分野において、従事する女性と男性の労働が、適正に評価され、かつ、女性と男性が対等な構成員として、経営活動及び地域における活動に主体的に参画する機会が確保されるよう環境整備に努めます。

（附属機関等の委員の男女構成）

第11条 県は、県の審議会その他の附属機関等の委員の男女構成については、規則で定める場合を除き、均衡するよう努めるものとします。

2 県は、市町村における審議会その他の附属機関等においても、男女構成が均衡するよう協力を求めるものとします。

（男性の家事、子育て等への参加促進）

第12条 県は、女性と男性が、共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とが両立できるよう、男性の家事、子育て、家族の介護等への参加を促進するための啓発に努めます。

2 県は、事業者において、その雇用する女性と男性が家事、子育て、家族の介護等に共にかかわり、職業生活における活動と家庭生活における活動とが両立できる環境が整備されるよう支援するものとします。

（生涯を通じた女性の健康支援）

第13条 県は、女性が思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期といった生涯を通じて、自ら健康の保持及び増進をすることができるよう環境整備に努めます。

（拠点施設）

第14条 県は、こうち男女共同参画センターを男女共同参画を推進するための拠点施設とします。

（調査研究）

第15条 県は、男女共同参画を推進するために必要な調査研究を行います。

（特定非営利活動法人等との連携及び協働）

第16条 県は、男女共同参画を推進するため、特定非営利活動法人、女性団体その他の民間の団体との連携及び協働に努めます。

（公表）

第17条 知事は、毎年、県が行う男女共同参画の推進に関する事業の状況及び男女共同参画社会づくりの進ちょく状況を公表します。

第3章 性別による人権侵害の禁止等

（性別による人権侵害の禁止）

第18条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはなりません。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいいます。）を行ってはなりません。

3 何人も、配偶者間その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為（以下「暴力的行為」といいます。）を行ってはなりません。

（配偶者等からの暴力による被害者への支援）

第19条 県は、配偶者その他の親族又は事実上婚姻関係と同様の事情にある者（過去においてこれらの関係にあった者を含みます。次項において「配偶者等」といいます。）から、暴力的行為により被害を受け、又は受けるおそれのある者（次項において「被害者」といいます。）に対し、必要に応じて助言、知事が指定する配偶者暴力相談支援センター及びその他別に指定する施設（次項において「センター等」といいます。）への一時的な入所による保護その他の適切な支援を行います。

2 センター等の長は、前項の一時的な入所による保護を行った場合において、被害者からの申出に基づき、当該被害者の保護のため必要があると認めるときは、次に掲げる措置をとることができます。

（1）被害者に対し暴力的行為を行った配偶者等又はその者から依頼を受けた者等（次号において「加害者等」といいます。）からの照会等に対し、当該被害者及びその同伴する家族の存在を秘匿すること。

（2）加害者等に対し、センター等の施設内における当該被害者及びその同伴する家族との面会又は通信を禁止し、又は制限すること。

（公衆に表示する情報への配慮）

第20条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割の固定化又は男女間の暴力的行為を助長する表現を用いないように配慮しなければなりません。

第4章 苦情等の申出の処理

第21条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する事業若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事業についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案について、県民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理する機関として、男女共同参画苦情調整委員（以下この条において「苦情調整委員」といいます。）を置きます。

2 県民又は事業者は、苦情調整委員に、前項に規定する苦情及び事案の申出をすることができます。

3 苦情調整委員は、前項に基づく苦情の申出を受けた場合であって、必要があると認められるときは、当該事業を所管する県の機関に対し、説明等を求め、是正その他の措置を講ずるよう助言又は指導を行います。

4 苦情調整委員は、第2項に基づく事案の申出を受けた場合であって、必要があると認められるときは、当該事案の関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、助言、是正の要望等を行います。

5 苦情調整委員は、第25条に規定する委員の互選により選ばれた者の中から、3名以内で知事が任命するものとします。ただし、申出の内容によっては、同条に規定する委員以外の者を当該苦情調整委員として2名以内で任命することができます。

第5章 こうち男女共同参画会議



(設置)

第22条 男女共同参画の推進に関し、知事の附属機関として、
こう男女共同参画会議(以下「参画会議」といいます。)を置
きます。

(任務)

第23条 参画会議の任務は、次のとおりとします。

- (1) 男女共同参画計画の作成又は変更に関すること及び男女共
同参画社会の実現に関する重要な事項を調査審議すること。
- (2) 県が実施する男女共同参画の推進に関する取組の状況につ
いて、知事に意見を述べること。

(組織)

第24条 参画会議は、委員15人以内で組織します。

(委員)

第25条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命します。
この場合において、第2号に掲げる者については、2名以上とな
るよう努めます。

(1) 男女共同参画に関し識見を有する者

(2) 公募に応じた者

2 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、
前任者の残任期間とします。

(会長及び副会長)

第26条 参画会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互
選によって定めます。

2 会長は、会務を総理し、参画会議を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が
欠けたときは、その職務を代理します。

(部会)

第27条 参画会議は、専門の事項を調査させるため、部会を置く
ことができます。

2 部会に部会長を置き、会長がこれを指名します。

3 部会の委員は、会長が指名します。

第6章 雑則

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し
必要な事項は、知事が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第4
章及び附則第3項の規定は、同年7月1日から施行する。
に改める。



男女がともに輝く高知市男女共同参画条例

(平成 17 年 4 月 1 日条例第 78 号)

第 1 章 総則(第 1 条―第 8 条)

第 2 章 性別による権利侵害の禁止等(第 9 条・第 10 条)

第 3 章 基本的施策(第 11 条―第 22 条)

第 4 章 委員会の設置(第 23 条―第 31 条)

第 5 章 意見及び相談への対応(第 32 条・第 33 条)

第 6 章 雑則(第 34 条)

附則

前文

私たちは誰もがかけがえのない一人の人間である。人が生まれ、育ち、老いていく過程において、男女がともにかわり、支えあって生きること、平和にいきいきと暮らすことは大切なことである。

我が国においては、日本国憲法で個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准、男女共同参画社会基本法の制定など、男女共同参画社会の実現を目指して取組が進められている。

自由民権運動発祥の地である私たちのまち高知市は、豊かな自然に恵まれ、そのおおらかな風土の中で培われた進取の精神をもって全国に先駆けて女性が自らの参政権を主張するなど、男女ともに、経済的にも精神的にも、自立志向をもって地域社会を形成してきた。また、男女共同参画に関する取組についても、いち早く高知市男女共同参画推進プランを策定し、施策を進めてきた。

しかし、今なお家事、育児、介護をはじめとする様々な場面において、男女の固定的な役割分担意識や慣行が根強く残っており、就業の場においては、女性が個性や能力を十分に発揮できないといった状況も存在している。さらに、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの人権侵害も社会問題として表面化している。

ここに私たちは、これらの課題を解決し、市民の誰もが真に豊かで幸福な人生を送ることができる社会の実現を目指し、一人の人間として男女が互いに人権を尊重し、市及びすべての市民が協働して男女共同参画社会づくりに取り組むため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民、事業者及び市民団体の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号の機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供する措置をいう。
- (3) 市民 市の区域内(次号において「市内」という。)に居住し、

勤務し、又は在学するすべての個人をいう。

(4) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

(5) 市民団体 主たる構成員が市民又は事業者である営利を目的としない団体をいう。

(6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等、親密な関係にある、又は親密な関係にあった男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(7) セクシュアル・ハラスメント 他の者の意に反した性的な言動を行うことにより、当該他の者の生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた者の対応により当該言動を受けた者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における様々な施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力及び社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、地域等における活動を両立して行うことができるようにすること。
- (5) 男女が、互いの身体的特徴及び性についての理解を深め、対等な関係の下、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について互いの意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 男女共同参画の推進に関する国際社会の動向に留意し、国際的な協調の下に行われること。
- (7) 市民一人一人が主体的に取り組むこと。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策について、組織の整備を行うとともに、財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、第 1 項の施策について、市民、事業者及び市民団体(以下「市民等」という。)並びに国及び他の地方公共団体と相互に協力し、連携して男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画についての理解を深め、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協



力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、雇用している、又は雇用しようとする男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職場における活動と子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動を両立させることができるよう、就労環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

第7条 市民団体は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育における男女共同参画への配慮)

第8条 学校教育、社会教育その他の教育に携わる者は、それぞれの教育本来の目的を実現する過程において、基本理念に配慮するよう努めなければならない。

第2章 性別による権利侵害の禁止等

(性別による差別的取扱いの禁止等)

第9条 何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別を理由とした差別的な取扱い

(2) ドメスティック・バイオレンス

(3) セクシュアル・ハラスメント

(公衆に表示する情報への配慮)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び男女間の暴力を助長するような表現並びに過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

第3章 基本的施策

(男女共同参画推進計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ第23条に規定する高知市男女共同参画推進委員会(同条を除き、以下「推進委員会」という。)の意見を聴かななければならない。

3 市長は、推進計画を策定するときは、市民等の意見が反映されるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、推進計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前3項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(年次報告)

第12条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

2 前項の報告書は、推進委員会の評価に付するものとする。

(附属機関等の委員の構成)

第13条 市長その他の執行機関は、附属機関その他これに準ずる審議会等の委員を委嘱し、又は任命するときは、男女のいずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満となることのないよう努めなければならない。

(出資法人に対する男女共同参画の推進)

第14条 市長は、市が出資している法人(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第152条第1項に規定する法人をいう。)のうち規則で定めるものに対し、男女共同参画の推進に関し、必要に応じて報告を求め、又は適切な措置を講ずるよう求めることができるものとする。

(教育及び学習の場における男女共同参画の推進)

第15条 市は、学校教育、社会教育その他の教育及び学習の場において、男女共同参画の視点に立った取組が推進されるよう、環境の整備を行うとともに、当該取組に対する支援その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者に対する男女共同参画の推進等)

第16条 市は、事業者に対し、雇用の分野における男女共同参画を推進するため、情報提供その他の必要な支援に努めなければならない。

2 市は、個人で営む事業にその家族が従事する場合において、その家族が適正な評価を受け、経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会が確保されるよう、情報提供その他の必要な支援に努めなければならない。

3 市は、事業者に対し、男女共同参画に関し、広報及び調査について協力を求め、並びに必要に応じて報告及び適切な措置を講ずるよう協力を求めることができる。

(家庭生活における活動と他の活動との両立の支援)

第17条 市は、男女が家庭生活における活動と職場、地域等における活動を両立することができるよう、啓発及び情報提供その他の必要な支援に努めるものとする。

(生涯にわたる健康への支援)

第18条 市は、男女が互いの身体的特徴及び性についての理解を深め、対等な関係の下、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、互いの意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう、学習の機会及び情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

(広報活動等の充実)

第19条 市は、市民等に対し、男女共同参画に関する理解を深めるため、積極的な広報活動等を行わなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるよう、男女共同参画の日を設けるものとする。

(調査研究等)

第20条 市は、男女共同参画を推進するため、必要な調査研究並びに情報の収集及び整理に努めるものとする。

(表彰)

第21条 市長は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画の推進に関する活動を積極的に行う者を表彰するとともに、これを公表することができる。

(推進体制)

第22条 市は、市民等の協力の下、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

2 市は、こうち男女共同参画センターを核として、男女共同参画の推進に関する施策を実施するとともに、市民等による男女共同参画の推進に関する活動を支援するものとする。

第4章 委員会の設置

(男女共同参画推進委員会の設置)

第23条 本市における男女共同参画を推進するため、高知市男女共同参画推進委員会を置く。

(所掌事項)

第24条 推進委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 推進計画の策定又は変更に関する事項及び男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議すること。

(2) 男女共同参画の推進に関し、市が実施する施策の取組の状況について、市長に意見を述べること。

(3) 第12条第2項に規定する評価に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し市長が諮問する事項



(組織)

第25条 推進委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に規定するもののほか、推進委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(男女共同参画推進委員公募選考委員会の設置)

第26条 前条第2項第2号に規定する委員(次条において「市民委員」という。)の公募による選考を公平かつ適正に行うため、高知市男女共同参画推進委員公募選考委員会(以下「公募選考委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第27条 公募選考委員会は、市民委員の公募による選考に係る審査を行うものとする。

(組織)

第28条 公募選考委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者及び本市職員のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に規定するもののほか、公募選考委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(男女共同参画推進に関する表彰選考委員会の設置)

第29条 第21条の規定により表彰すべき者(次条において「被表彰者」という。)の選考を公平かつ適正に行うため、高知市男女共同参画推進に関する表彰選考委員会(以下「表彰選考委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第30条 表彰選考委員会は、被表彰者の選考に係る審査を行うものとする。

(組織)

第31条 表彰選考委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員の委嘱又は任命及び任期並びに表彰選考委員会の組織及び運営については、第28条第2項から第5項までの規定を準用する。

第5章 意見及び相談への対応

(意見申出への対応)

第32条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民等から意見の申出があったときは、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、前項の申出及びその対応について推進委員会に報告するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の申出への対応に当たり、推進委員会の意見を聴くことができる。

(相談への対応)

第33条 市長は、性別による差別的な取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する権利の侵害に関し、市民等から相談があったときは、関係機関と密接な連携を図り、適切な対応に努めるものとする。

第6章 雑則

(委任)

第34条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている高知市男女共同参画推進プランは、第11条第1項の規定により策定された推進計画とみなす。

附 則(平成27年4月1日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。





高知市にじいろのまち宣言

～ 多様な性を認め合うまちへ ～

にじいろのまちは、一人ひとりの性のあり方が尊重され、だれもがそれぞれの個性や生き方をお互いに認め合い支え合うまちです。

高知市は、性のあり方に関わるあらゆる差別や偏見をなくし、だれもが自分らしく安心して暮らせる、そんなにじいろのまちをめざすことを、ここに宣言します。

令和2年11月24日

高知市長

岡崎誠也





2020年(令和2年)11月24日に「高知市にじいろのまち宣言」を行いました。
さらに、2021年(令和3年)2月1日には、高知市パートナーシップ登録制度を開始。
「にじいろのまち」をめざして積極的に取組を進めていきます。

にじいろのまち シンボルマーク

高知市の観光地でもあり、市民に親しみのある「はりまや橋」をモチーフに、橋の高欄部分を人に見立て、性の多様性を表すレインボーカラーの橋が人と人をつなぐ架け橋になっている様子をイメージしデザインしています。



男女共同参画に関する年表

	世界の動き	国内の動き
1975年 (昭和50年)	○ 国際婦人年 ○ 「国際婦人年世界会議」(メキシコシティ)開催 「世界行動計画」採択	○ 「婦人問題企画推進本部」設置 ○ 「婦人問題企画推進会議」設置 ○ 「総理府婦人問題担当室」設置
1976年 (昭和51年)	○ 「国連婦人の十年」スタート、1976年から1985年まで	○ 民法改正(離婚後における婚氏統制制度の新設)
1977年 (昭和52年)		○ 「世界行動計画」を受けて「国内行動計画」策定
1979年 (昭和54年)	○ 「女子差別撤廃条約」採択(国連総会)	
1980年 (昭和55年)	○ 「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)開催	○ 「女子差別撤廃条約」に署名
1982年 (昭和57年)		
1983年 (昭和58年)		
1984年 (昭和59年)		○ 国籍法及び戸籍法の改正(父系血統主義から父母両系血統主義へ)
1985年 (昭和60年)	○ 「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議開催 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	○ 「女子差別撤廃条約」批准
1986年 (昭和61年)		○ 「男女雇用機会均等法」施行
1987年 (昭和62年)		○ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
1990年 (平成2年)	○ 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(国連経済社会理事会)	
1991年 (平成3年)		○ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定
1992年 (平成4年)		○ 「育児休業法」の施行 ○ 婦人問題担当大臣を設置
1993年 (平成5年)	○ 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択(国連総会)	○ 「パートタイム労働法」施行
1994年 (平成6年)	○ 「国際人口・開発会議」(カイロ)開催	○ 総理府に「男女共同参画室」設置 ○ 「男女共同参画審議会」設置 ○ 「男女共同参画推進本部」設置
1995年 (平成7年)	○ 「第4回世界女性会議」(北京)開催 「北京宣言及び行動綱領」採択	○ 「育児休業法」改正(育児・介護休業法の成立) ○ 「ILO156号条約」批准
1996年 (平成8年)		○ 「男女共同参画ビジョン」答申 ○ 「男女共同参画2000年プラン」策定
1997年 (平成9年)		○ 「男女雇用機会均等法」改正
1998年 (平成10年)		
1999年 (平成11年)		○ 改正「男女雇用機会均等法」施行 ○ 「男女共同参画社会基本法」施行
2000年 (平成12年)	○ 国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)開催 「政治宣言」及び「成果文書」採択	○ 「男女共同参画基本計画」策定 ○ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行
2001年 (平成13年)		○ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ○ 「男女共同参画会議」設置 ○ 内閣府に「男女共同参画局」設置 ○ 「女性に対する暴力をなくす運動」男女共同参画推進本部決定
2002年 (平成14年)	○ 女子差別撤廃条約実施状況報告(第5回)の提出 ○ 第2回APEC女性問題担当大臣会合(メキシコ)開催	○ 改正「育児・介護休業法」施行
2003年 (平成15年)		○ 「少子化社会対策基本法」施行 ○ 「次世代育成支援対策推進法」施行
2004年 (平成16年)		○ 改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ○ 「子ども・子育て応援プラン」策定
2005年 (平成17年)	○ 第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)開催	○ 改正「育児・介護休業法」施行 ○ 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ○ 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定
2006年 (平成18年)	○ 第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合(東京)開催	○ 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定
2007年 (平成19年)		○ 改正「男女雇用機会均等法」施行
2008年 (平成20年)	○ 女子差別撤廃条約実施状況報告(第6回)の提出	○ 「女性の参画加速プログラム」策定 ○ 改正「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」施行
2009年 (平成21年)		○ 「育児・介護休業法」改正
2010年 (平成22年)	○ 第54回国連婦人の地位委員会(北京+15)開催	○ 「男女共同参画基本計画(第3次)」策定
2011年 (平成23年)	○ 国連の既存のジェンダー関連4機関を統合し、「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(UN Women)」発足	
2012年 (平成24年)	○ 第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	
2013年 (平成25年)		○ 改正「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行
2014年 (平成26年)		○ 改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行 ○ 改正「男女雇用機会均等法」施行
2015年 (平成27年)	○ 第59回国連婦人の地位委員会(北京+20)開催	
2016年 (平成28年)		○ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 ○ 「男女共同参画基本計画(第4次)」策定
2017年 (平成29年)	○ 先進国首脳会議(G7)「ジェンダーに配慮した経済環境のためのロードマップ」合意	○ 改正「男女雇用機会均等法」施行
2018年 (平成30年)		○ 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行
2019年 (令和元年)		○ 改正「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行
2020年 (令和2年)		○ 改正「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」施行
2021年 (令和3年)		○ 「男女共同参画基本計画(第5次)」策定



県の動き	高知市の動き	
		1975年 (昭和50年)
○「婦人問題推進本部」設置		1976年 (昭和51年)
		1977年 (昭和52年)
○県民生活課に「婦人対策班」設置		1979年 (昭和54年)
○「婦人行動計画」策定		1980年 (昭和55年)
○県民生活課を改組し「生活婦人課」設置		1982年 (昭和57年)
	○自治活動課に「婦人担当」設置	1983年 (昭和58年)
	○「高知市婦人問題推進協議会」発足 同協議会に「特別委員会」設置	1984年 (昭和59年)
		1985年 (昭和60年)
○「婦人行動計画後半期重点課題及び計画目標」策定 ○「婦人問題アドバイザー制度」発足	○婦人問題推進協議会特別委員会から市長に提言「新しい男女共生の社会をめざして」	1986年 (昭和61年)
	○「自治活動課」を「市民生活課」に改称し、「婦人係」を設置	1987年 (昭和62年)
○「婦人企画監」設置 ○「こうち女性プラン」策定 ○「こうち女性プラン前半期推進計画」策定	○市民生活課に「女性センター」設置	1990年 (平成2年)
		1991年 (平成3年)
	○「高知市婦人問題推進協議会」を「高知市女性政策推進協議会」に改称	1992年 (平成4年)
	○女性政策推進協議会特別委員会から市長に提言「新しい男女共生の社会をめざして(第二次)」	1993年 (平成5年)
○「生活婦人課」を「生活女性課」に改称		1994年 (平成6年)
		1995年 (平成7年)
○「こうち女性プラン後半期推進計画」策定		1996年 (平成8年)
		1997年 (平成9年)
	○「女性政策課」設置	1998年 (平成10年)
○「こうち女性総合センター」供用開始 ○「女性対策班」を「女性行政班」に改称	○県と共同設置した「こうち女性総合センター」供用開始	1999年 (平成11年)
	○「高知市男女共同参画推進プラン」策定	2000年 (平成12年)
○「こうち男女共同参画プラン」策定		2001年 (平成13年)
○「女性生活課」を「生活・社会づくり課」に改称	○「女性政策課」を「男女共同参画課」に改称 ○「高知市女性政策推進協議会」を「高知市男女共同参画社会推進協議会」に改称	2002年 (平成14年)
○「男女共同参画・NPO課」設置	○条例制定に向け「(仮称)高知市男女共同社会づくり条例案検討委員会」を立上げ	2003年 (平成15年)
○「高知県男女共同参画社会づくり条例」施行 ○「こうち男女共同参画会議」設置 ○「こうち女性総合センター」を「こうち男女共同参画センター」に改称	○条例案検討委員会から条例案を市長に提言	2004年 (平成16年)
○「こうち男女共同参画プラン」改定	○「男女がともに輝く高知市男女共同参画条例」施行 ○「高知市男女共同参画推進委員会」及び「高知市男女共同参画推進本部」設置	2005年 (平成17年)
	○「高知市男女共同参画推進プラン2006」策定	2006年 (平成18年)
○「男女共同参画・NPO課」を「県民生活・男女共同参画課」に改称 ○「高知県DV被害者支援計画」策定		2007年 (平成19年)
○「女性相談支援センター」新築移転		2008年 (平成20年)
		2009年 (平成21年)
○「こうち男女共同参画プラン」改定	○「男女共同参画課」を「人権同和・男女共同参画課」に改称	2010年 (平成22年)
	○「高知市男女共同参画推進プラン2011」策定	2011年 (平成23年)
○「第2次高知県DV被害者支援計画」策定		2012年 (平成24年)
		2013年 (平成25年)
○「高知家の女性しごと応援室」を開設		2014年 (平成26年)
○「こうち男女共同参画プラン」改定		2015年 (平成27年)
	○「高知市男女共同参画推進プラン2016」策定	2016年 (平成28年)
○「第3次高知県DV被害者支援計画」策定		2017年 (平成29年)
		2018年 (平成30年)
		2019年 (令和元年)
○「こうち男女共同参画プラン」改定		2020年 (令和2年)
	○「高知市男女共同参画推進プラン2021」策定	2021年 (令和3年)



高知市男女共同参画推進プラン2021

2021 年 3 月発行

発行／高知市 市民協働部 人権同和・男女共同参画課

〒 780-8571 高知市本町五丁目 1 番 45 号

T E L (088) 823-9449 (課代表)

(088) 823-9913 (男女共同参画担当直通)

F A X (088) 823-9351

E-mail kc-101800 @ city.kochi.lg.jp



Kochi City